

横手市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

(令和8年7月変更)

令和8年3月策定

秋田県横手市

目

次

1. 基本的な事項	1
（1）横手市の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	5
（3）行財政の状況	12
（4）地域の持続的発展の基本方針	15
（5）地域の持続的発展のための基本目標	18
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	18
（7）計画期間	19
（8）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	19
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
（1）現況と問題点	20
（2）その対策	21
（3）事業計画	23
3. 産業の振興	26
（1）現況と問題点	26
（2）その対策	30
（3）事業計画	36
（4）産業振興促進事項	46
（5）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	46
4. 地域における情報化	47
（1）現況と問題点	47
（2）その対策	47
（3）事業計画	49
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	51
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	52
（1）現況と問題点	52
（2）その対策	53
（3）事業計画	56
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	60
6. 生活環境の整備	61
（1）現況と問題点	61
（2）その対策	63
（3）事業計画	67
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	72
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	73
（1）現況と問題点	73
（2）その対策	74
（3）事業計画	77
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	80
8. 医療の確保	81
（1）現況と問題点	81
（2）その対策	82
（3）事業計画	85
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	87
9. 教育の振興	88
（1）現況と問題点	88
（2）その対策	90
（3）事業計画	93
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	97

10 . 集落の整備	98
（ 1 ） 現況と問題点	98
（ 2 ） その対策	98
（ 3 ） 事業計画	100
（ 4 ） 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	101
11 . 地域文化の振興等	102
（ 1 ） 現況と問題点	102
（ 2 ） その対策	102
（ 3 ） 事業計画	104
（ 4 ） 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	106
12 . 再生可能エネルギーの利用の推進	107
（ 1 ） 現況と問題点	107
（ 2 ） その対策	107
（ 3 ） 事業計画	108
（ 4 ） 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	109
13 . その他地域の持続的発展に関し必要な事業	110
（ 1 ） 現況と問題点	110
（ 2 ） その対策	110
（ 3 ） 事業計画	111
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	112

1. 基本的な事項

(1) 横手市の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、秋田県の県南に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりを見せており、総面積は692.8km²で秋田県の約6.0%を占めている。

本市の土地利用については、農地が176km²、森林が375km²、原野等3km²、宅地30km²となっており、県内の平均と比較しても、農地と宅地による平坦地が多いことがうかがえる。また、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し水田地帯を形成しており、美しい田園風景を醸し出している。

気候は、内陸盆地であるため、気温の日較差が大きいという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で12月から3月まで例年1メートルを超える積雪を観測している。

本市には、多くの縄文時代の遺跡が存在し、約5～6千年前からこの地に人々が住んでいたと推測されている。平安時代後期には奥州藤原氏の平泉文化へとつながる後三年合戦（1083～87年）がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く残されている。江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、県南の中心地域として発展してきている。

その後、明治以降の町村合併や昭和の大合併を経て、平成17年10月1日には（旧）横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の8市町村が合併し、平成27年度の国勢調査人口は約9万2千人、令和2年度国勢調査人口は約8万5千人と、県下第2の都市となっている。

鉄道については、地域内にJR奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を経由して秋田新幹線で約3時間40分、北上駅を経由して東北新幹線では約4時間で首都東京と結ばれている。

道路網については、国道13号と国道107号が地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに45分で結ばれている。また、本地域は、県下でも有数の交通要衝となっており、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路（東北中央自動車道）が秋田自動車道と交差し、国道342号と397号が東に走り岩手県一関市、奥州市方面と結ばれているほか、令和元年8月には横手北スマートインターチェンジが整備され、秋田自動車道の利便性の向上も図られている。

本市の就業人口は、昭和35年の64,501人から令和2年には44,009人と60年間で20,492人、率にして31.8%減少している。また、昭和35年に就業人口の63.3%を占めていた第1次産業は、令和2年には14.7%まで低下し、その依存度は大幅に低下している。

昨今、人口減少や高齢化の進行等により担い手の不足や耕作放棄地の拡大等が進む中、農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあるものの、本市にとって基幹産業の一つとして今後も果たすべき役割は大きい。そのため、引き続き農業の担い手の確保と育成、経営基盤の強化などを推進し、収益性の高い作物の生産や付加価値の高い加工品の創出等、地域農業の活性化により地域経済への影響力を高める必要がある。

また、本市では自動車関連を主とした輸送用機械器具製造業が経済循環と強く連関があることから、市外の資金を獲得できる域外市場産業として、農業のほか製造業の振興を主体に捉えながら就業の場や人材の確保を進め、加速する人口減少に歯止めをかけていくことが求められる。

②過疎の状況

ア 人口等の動向

国勢調査における人口は、昭和35年の140,671人から減少傾向が続いており、平成27年には92,197人、令和2年度85,555人にまで減少している。これは、若年層の人口流出を要因とする社会減が続いているうえ、出生率の低下による人口の自然減が要因と考えられる。

特に社会動態については、地域として雇用の受け皿の確保に努めているものの、大学や短大等への進学意識の高まり等により、依然として市外への人口の流出が続いている。

加えて、希望する職種と雇用とのミスマッチなどを起因として、若い世代がなかなか地元での就職に結びつかない状況も続いており、それが一層婚姻数の減少や出生率の低下等の自然減に拍車をかける、という人口減少の負の連鎖が続いている。

イ これまでの対策

平成17年10月1日に8市町村が合併し横手市となったが、合併以前から（旧）増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、山内村の5町村で、また、合併後は市全域で様々な過疎対策事業を展開してきた。

農業については、農村総合整備事業等による農村環境の充実を図るとともに、稲作の経営安定化のため、ほ場整備等基盤整備を進めてきた。また、地域農業の複合経営の推進のため野菜育苗センターの設置、花きハウス団地の整備、果樹においては主力のりんご、さくらんぼ、ももを中心とし、果実集出荷冷蔵施設、加工施設の整備等の高付加価値化に取り組んできた。さらには、園芸品目の栽培実証、新規就農者向けの農業研修や6次産業化の支援を行うための拠点施設の整備などを進め、農業者所得の向上と担い手の確保・育成に向けた取組を強化している。

林業では、杉を中心とした植林や間伐事業、間伐材を活用した木材製品製造会社の創業や、木材加工流通施設の整備、菌床しいたけ培養センターの設置、山菜等を販売する物産施設等の整備により、一定の売り上げを達成することができた。

商工業分野では、企業誘致による就業機会の確保とともに、中小企業融資斡旋制度の確立、魅力あるまちづくりと消費購買環境の改善のための商店街近代化事業等を進めてきた。また、地場産業の振興を図るため、関連する公共的団体が行う経営近代化のための施設整備を支援したほか、雇用の増大を図るため工業団地を造成した。

観光面については、増田の町並みと横手市増田まんが美術館を核とした受け入れ態勢整備を進めるなど、滞留型観光の確立に向けた積極的な観光振興策も講じてきた。

交通通信体系の整備については、主要幹線道の道路改良や集落間を結ぶ市道、幹線道路へのアクセス道路の整備、市内連絡道路、余暇施設への道路整備等基幹的な路線の整備を行うとともに、生活道路における冬期の交通確保を図るため、除雪機械の整備や流雪溝・融雪道路等の整備も進めてきた。

農林道については、広域基幹農道の整備のほか森林管理・林業活動のための林道整備も実施してきた。

また、情報化社会への対応として、インターネット接続環境の整備、移動通信用鉄塔の整備やテレビ難視聴解消施設整備を進めてきた。

生活環境については、水道給水区域の拡張、旧簡易水道施設の整備や消防施設・設備の整備等を行い、地域住民の生活環境の維持向上に努めた。また、安全で快適な市民生活の確保を図るため、上水道の拡充、公共下水道の供用、農業集落排水事業への着手や街路及び公園等の整備も行った。

福祉施設については、保健と医療が一体となった包括的な福祉サービスを提供するための拠点施設である保健福祉センターの整備、長寿社会に向けた高齢者の健康づくりや交流

のための施設、在宅介護支援施設の整備を行ったほか、育児環境の充実を図るため保育料の無償化や保育施設の増改築等を進めてきた。

教育文化については、老朽校舎の改築や図書館の移転等の施設整備、さらには社会体育や若者の余暇活動の充実を図るため、総合運動公園の整備を行った。加えて、児童・生徒の減少に伴い、小・中学校の統廃合を計画的に実施してきた。

また、地域間における交流やコミュニティ強化を図るため、地区交流センターや集会施設の整備を進めるとともに、地域住民自らが主体的に地域課題の解決や活力ある地域づくりに取り組むための地域づくり活動への支援を継続的に実施している。

ウ 現在の課題と今後の見通し

本市は、これまでの過疎対策において、非過疎地域との格差是正を第一義とした基礎的社会資本の整備に重点をおいた施策を展開してきた。しかしながら、全国的な人口減少の流れや社会経済活動のグローバル化を背景に、今後は、社会資本整備の施策だけではなく、加速する人口減少を逡巡させるため、農業や産業の振興、交流人口の増加、結婚から子育てまで切れ目のない支援、ICTや新たな技術の積極的な導入による高度情報化の推進など、きめ細かで実効ある施策を通じて、地域経済の活性化をより一層確かなものとし、若い世代の地元定着を促す施策を強力に展開していく必要がある。

また、美しい自然や歴史的資産など地域固有の資源や特性を生かすとともに、自然の中での生活の豊かさや居住地としての優位性のもと、地域への愛着や誇りの醸成により、市民が主体的に地域の課題解決や共助に向けて参画できるよう、地域活力の維持・向上を図ることが重要となる。加えて、質の高い生活基盤の充実を図るため、豊かな自然環境の保全と廃棄物の減量化や資源化による環境負荷の低減等を進めるとともに、地震対策を含めた自然災害への適切な対策を継続的に進める必要がある。

こうしたことから、過疎地域として本市が目指すべき方向性としては、人口減少を受け入れつつも、その流れを少しでも食い止めるべく、多彩で豊富な文化や資源などの地域価値を創造し続け、愛着と誇りを持ちながら、凛々しく羽ばたくまちの実現に向けて取り組むものである。

③社会経済的発展の方向の概要

本市の経済を牽引する主たる産業は、第1次産業では農林業、第2次産業では製造業や建設業、第3次産業では卸売業、小売業やサービス業などが挙げられる。

令和4年度の産業別市内総生産（名目）の構成比から見た産業構造においては、第1次産業は5.5%、第2次産業は25.0%、第3次産業は69.7%となっている。

第1次産業については、収益性の高い園芸作物に係る取組の強化・推進により、近年では着実に増加傾向にある。今後も、新規就農者の育成や意欲ある担い手への農地集積などを通じて農業経営の安定化に取り組みながら、生産力強化のための基盤整備や高収益作物の導入推進、地域製品のブランド化に継続して取り組む必要がある。

また、第2次産業については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う経済活動の混乱などの影響により一時低下したものの回復基調にあり、特に自動車関連部品など輸送用機械器具製造業については、本市の利便性の高い交通アクセスを背景に企業の進出が相次ぐなど、本市経済のリーディング業種となっている。

第3次産業の割合は、相対的に上昇傾向が続き、平成18年度以降は60%後半から70%台で推移しており、特に各種サービス産業の比率が上昇傾向となっている。

今後は、ICT関連産業など情報サービス業の振興が産業全体の生産性を高めるものと期待される。一方で、地元資本を中心とした小売業は減少の一途をたどっている現状が続いている。

引き続き、基幹産業である農林業の振興、製造業を中心とした域外市場産業の集積、ICT産業など成長分野産業への支援や起業・創業支援に継続して取り組み、地域経済の活性化と雇用創出に取り組んでいくことが必要となっている。

（２）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

令和2年の国勢調査における総人口は85,555人、市町村合併時の平成17年より15年間で18,097人、率では約17.5%の減少となる一方、総世帯数は31,109世帯と平成17年より501世帯、率にして1.6%減少している。人口については、昭和55年以降は減少傾向にある反面、総世帯数は横ばいであることから核家族化の進行がうかがえる。

年齢3区分別人口についてみると、令和2年国勢調査における65歳以上の老年人口の

構成比は39.1%で、平成17年国勢調査より2,940人、9.7ポイントの増加となっている。一方、0歳から14歳までの年少人口の構成比は10.0%で、平成17年調査より4,290人、2.4ポイントの減少となっている。

なお、令和2年国勢調査における秋田県全体の65歳以上の老年人口の構成比は37.5%であり、本市は秋田県全体の数値を上回る高齢化率となっている。

本市における人口について推計すると、平成27年の国勢調査で総人口92,197人、令和2年調査85,555人に対し、5年後の令和12年推計人口は72,129人となることが予想される。(国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月)」)

年齢3区分別人口についてみると、総人口の減少が見込まれる中で、年少人口(0歳～14歳)は令和2年まで一貫して減少し、令和12年には推計5,736人、構成比率も8.0%と予測される。

生産年齢人口(15歳～64歳)については、年少人口と同様の減少傾向を示し、令和12年推計34,845人、構成比率48.3%と昭和55年の67.4%と比較すると大幅に減少するものと予測される。

老年人口(65歳以上)については、高齢者比率がさらに高まることが見込まれており、令和12年には31,548人、構成比率43.7%が高齢者になると予測される。

このような状況を踏まえ、今後、本市においては、地域の特性を生かした産業の育成、起業の支援、ICTに関連した産業の誘致等により魅力ある雇用の創出や子育て支援の充実、暮らしやすい生活環境の整備を進め、若年層の定着を図って生産年齢人口を確保することが急務となっている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 140,671	人 130,601	% △ 7.2	人 124,164	% △ 4.9	人 119,716	% △ 3.6	人 120,479	% 0.6
0歳～14歳	48,757	38,915	△ 20.2	30,238	△ 22.3	25,799	△ 14.7	24,724	△ 4.2
15歳～64歳	84,800	83,194	△ 1.9	83,604	0.5	81,637	△ 2.4	81,192	△ 0.5
うち15歳～29歳(a)	32,688	28,221	△ 13.7	27,482	△ 2.6	25,453	△ 7.4	22,969	△ 9.8
65歳以上(b)	7,114	8,492	19.4	10,322	21.5	12,280	19.0	14,563	18.6
(a)/総数 若年者比率	% 23.2	% 21.6	—	% 22.1	—	% 21.3	—	% 19.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.1	% 6.5	—	% 8.3	—	% 10.3	—	% 12.1	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 119,088	% △ 1.2	人 115,761	% △ 2.8	人 112,600	% △ 2.7	人 109,004	% △ 3.2
0歳～14歳	23,813	△ 3.7	21,184	△ 11.0	17,857	△ 15.7	15,033	△ 15.8
15歳～64歳	78,265	△ 3.6	74,224	△ 5.2	69,875	△ 5.9	65,310	△ 6.5
うち15歳～29歳(a)	18,575	△ 19.1	16,025	△ 13.7	15,802	△ 1.4	15,098	△ 4.5
65歳以上(b)	17,010	16.8	20,353	19.7	24,868	22.2	28,661	15.3
(a)/総数 若年者比率	% 15.6	—	% 13.8	—	% 14.0	—	% 13.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.3	—	% 17.6	—	% 22.1	—	% 26.3	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 103,652	% △ 4.9	人 98,367	% △ 5.1	人 92,197	% △ 6.3	人 85,555	% △ 7.2
0歳～14歳	12,822	△ 14.7	11,371	△ 11.3	9,805	△ 13.8	8,532	△ 13.0
15歳～64歳	60,341	△ 7.6	56,114	△ 7.0	49,769	△ 11.3	43,594	△ 12.4
うち15歳～29歳(a)	13,262	△ 53.7	10,896	△ 17.8	8,924	△ 18.1	7,526	△ 15.7
65歳以上(b)	30,489	6.4	30,879	1.3	32,319	4.7	33,429	3.4
(a)/総数 若年者比率	% 12.8	—	% 11.1	—	% 9.7	—	% 8.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 29.4	—	% 31.4	—	% 35.1	—	% 39.1	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 111,437	—	—	人 106,776	—	△ 4.2	人 101,340	—	△ 5.1
男	53,481	% 48.0	—	50,936	% 47.7	△ 4.8	48,162	% 47.5	△ 5.4
女	57,956	% 52.0	—	55,840	% 52.3	△ 3.7	53,178	% 52.5	△ 4.8

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	人 94,846	—	△ 6.4	人 88,192	—	△ 7.0	人 79,469	—	△ 9.9
男 (外国人住民除く)	人 45,027	% 47.5	△ 6.5	人 41,768	% 47.4	△ 7.2	人 37,900	% 47.7	△ 9.3
女 (外国人住民除く)	人 49,819	% 52.5	△ 6.3	人 46,424	% 52.6	△ 6.8	人 41,569	% 52.3	△ 10.5
参考	男 (外国人住民)	38	11.6%	89	20.9%	134.2	116	22.1%	30.3
	女 (外国人住民)	291	88.4%	337	79.1%	15.8	410	77.9%	21.7

表 1-1 (3) 人口の見通し (S35～R2:国勢調査、R7～: 社人研推計)

			S35	S45	S55	H2	H12	H22	H27	R2	R7	R12
総人口			140,671	124,164	120,479	115,761	109,004	98,367	92,197	85,555	78,876	72,129
区 分 別 人 口	0～14歳	人口 (人)	48,757	30,238	24,724	21,184	15,033	11,371	9,805	8,532	7,012	5,736
		構成比 (%)	34.7	24.4	20.5	18.3	13.8	11.6	10.6	10.0	8.9	8.0
	15歳～64歳	人口 (人)	84,800	83,604	81,192	74,224	65,310	56,114	49,769	43,594	38,649	34,845
		構成比 (%)	60.3	67.3	67.4	64.1	59.9	57.0	54.0	51.0	49.0	48.3
	65歳以上	人口 (人)	7,114	10,322	14,563	20,353	28,661	30,879	32,319	33,429	33,206	31,548
		構成比 (%)	5.1	8.3	12.1	17.6	26.3	31.4	35.1	39.1	42.1	43.7

②産業の構造

本市の就業者人口は、昭和35年の64,501人から令和2年には44,009人と60年間で20,492人、率にして31.8%減少している。

産業別就業人口についてみると、第1次産業6,489人(14.7%)、第2次産業11,058人(25.1%)、第3次産業26,164人(59.5%)となっている。

昭和35年には63.3%を占めていた第1次産業は、令和2年には14.7%まで落ち込み、第1次産業への依存度は大幅に低下し、第1次産業の就業人口の減少を第3次産業で吸収している就業構造となっている。

③産業別の現況と今後の動向

ア 第1次産業

農家戸数・農家人口については、大幅な減少傾向が続いており、それに伴って第1次産業就業者の構成比率も減少しているが、以前に比べて落ち込みは緩やかになっている。

また、農林業における60歳以上の就業者割合が高く、農林業従事者の高齢化と後継者不足は喫緊の課題であり、今後もこの傾向は続くものと予測される。

イ 第2次産業

第2次産業就業者の構成比率は、平成7年にピークを迎えたあと、平成20年のいわゆるリーマン・ショックによる世界的な不況等も影響し減少傾向となっているが、その後は景気回復傾向である。本市は、自動車関連部品製造などの県内随一の集積地となっており、第2次産業が地域雇用の重要な受け皿となっている。今後も更なる成長を図るため、引き続き新製品の開発や人材育成等に対する支援、起業・創業に向けた支援の施策を進めていく必要がある。

ウ 第3次産業

第3次産業就業者の構成比率は、経済構造の変化等により年々増加している。このうち、卸売業・小売業については、事業所数と従業者数ともに最も多いが、それぞれ減少傾向にある。卸売業については、生産者と消費者の直接取引等の影響による卸売市場の縮小や価格の低下、小売業については、個人商店等の減少やインターネットの利用などによる実店舗を持たない取引業態の増加などが要因と考えられる。

④県過疎地域持続的発展計画等における位置づけ

本市は、豊かな自然や歴史、文化などの多くの地域資源を有しているとともに、県内第2の都市として、様々な面で重要な役割を果たしていくことが期待されている。

基幹産業である農業をはじめ、隣接する岩手県・宮城県等と高速道路ネットワークで結ばれた東北の生産拠点の一角としての企業間連携による輸送機・電子関連企業の促進、更にはかまくら体験の観光コンテンツ化による誘客促進により、関西方面及びインバウンド等をターゲットにした通年観光の促進など、県南地域の更なる活性化における先導的な役割を果たすことが求められている。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%
	64,501	61,301	△ 5.0	63,936	4.3	61,172	△ 4.3	61,524	0.6
第一次産業 就業人口比率	%	%		%		%		%	
	63.3	58.5	—	53.7	—	43.9	—	33.8	—
第二次産業 就業人口比率	%	%		%		%		%	
	8.7	10.1	—	11.4	—	16.7	—	22.6	—
第三次産業 就業人口比率	%	%		%		%		%	
	28.0	31.3	—	34.8	—	39.3	—	43.6	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	60,394	△ 1.8	59,548	△ 1.4	57,824	△ 2.9	55,968	△ 3.2
第一次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	30.6	—	24.9	—	20.7	—	17.9	—
第二次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	26.1	—	30.8	—	31	—	30.5	—
第三次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	43.3	—	44.2	—	48.3	—	51.5	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	52,331	△ 6.5	47,396	△ 9.4	46,718	△ 1.4	44,009	△ 5.8
第一次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	17.7	—	16.7	—	16.2	—	14.7	—
第二次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	27.4	—	26.0	—	24.9	—	25.1	—
第三次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	54.9	—	57.3	—	58.9	—	59.5	—

（３）行財政の状況

①行政の状況

本市は、８市町村の合併により、本庁部局と８地域局で組織されている。合併当初は、本庁機能の一部を地域に分庁させていたが、平成２３年には本庁機能を横手地域に集約するなど、政策課題の解決に向けて、継続的に組織体制の見直しを実施している。今後も、ヒト・モノ・カネ・情報等の経営資源と行政需要を見極めながら、継続的に行政組織の見直しや公共施設の再配置等を進める必要がある。

職員数については、平成１７年の市町村合併により過多になっていたが、適正化を進め目標職員数を達成した。今後は、業務量に応じた職員数を確保したうえで、効率的で質の高い行政サービスを提供するための職員体制の構築を目指す。

また、簡素で市民に分かりやすい行政サービスの提供を目指し、各地域局には市民サービス課を配置するなど、地域住民の利便性向上に努めつつ、さらには自治基本条例の制定や旧市町村の小学校単位を基本とする地区会議等の運営により、住民と市政の双方向による対話を重視した市民満足度の高い住民自治の実現を推進してきた。

引き続き、横手市総合計画、横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略、横手市財産経営推進計画や横手市行財政改革アクションプランにより、住民ニーズに対応した成果重視の行政経営を推進する。

②財政の状況

財政規模については、普通会計における令和６年度の歳入歳出の決算額は、歳入が６５７．６億円、歳出が６２５．５億円となっている。歳入全体に占める一般財源の割合は平成２７年度５４．９％に対し、令和６年度は５１．９％と減少している。

地方債残高については、令和６年度末で６１９．７億円、公債費負担比率は１６．２％で、令和２年度との比較では０．３％の増、実質公債費比率は８．６％で令和２年度との比較では１．６％の増、将来負担比率は１７．４％で、令和２年度との比較で２．８％の増となっている。

一方、経常収支比率は令和６年度が９７．４％で、令和２年度との比較で５．３％増加した。公債費負担が大型公共施設建設等により増加しており、財政の硬直化が進んでいる状況にある。

今後も、令和９年度完了予定の横手駅前再開発事業等、様々な建設事業が予定されてお

り、加えて道路整備、下水道等の社会生活基盤の計画的な整備も進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、横手市財産経営推進計画に基づく公共施設や道路インフラ等の管理と利活用、管理コスト縮減と総量の抑制を着実に進め、自立に向けた取組をより一層強化し、過疎対策を含めた計画を適切に進められる財政運営に努めていくものとしている。

表 1-2 (1) 横手市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	53,060,931	59,388,276	60,834,311	69,070,812	65,758,273
一般財源	27,792,985	30,753,159	33,355,857	31,758,028	34,105,751
国庫支出金	3,525,539	8,221,724	7,991,011	17,775,708	9,186,050
都道府県支出金	2,781,626	3,697,542	4,083,109	4,192,489	4,032,056
地方債	7,265,000	8,882,831	9,712,373	7,308,919	7,213,145
うち過疎対策事業債	1,051,200	1,395,700	1,196,300	1,208,800	1,320,100
その他	11,695,781	7,833,020	5,691,961	8,035,668	11,221,271
歳出総額 B	51,588,267	57,066,105	59,004,412	66,130,781	62,549,601
義務的経費	24,550,538	24,615,164	24,190,470	24,938,786	26,679,334
投資的経費	9,834,652	11,933,377	12,718,809	10,682,177	11,843,446
うち普通建設事業	9,788,076	11,899,483	12,717,366	10,641,599	11,597,259
その他	15,501,517	20,517,564	22,095,133	30,509,818	24,026,821
過疎対策事業費	1,701,560	5,387,462	10,920,609	7,405,833	10,303,228
歳入歳出差引額 C (A - B)	1,472,664	2,322,171	1,829,899	2,940,031	3,208,672
翌年度へ繰越すべき財源 D	276,994	437,912	40,069	291,043	1,001,908
実質収支 (C - D)	1,195,670	1,884,259	1,789,830	2,648,988	2,206,764
財政力指数	0.330	0.36	0.33	0.33	0.33
公債費負担比率	21.4%	17.4%	16.6%	15.9%	16.2%
実質公債費比率	—	16.1%	8.4%	7.0%	8.6%
起債制限比率	15.8%	—	—	—	—
経常収支比率	95.2%	83.9%	86.5%	92.1%	97.4%
将来負担比率	—	78.8%	56.8%	14.6%	17.4%
地方債現在高	64,641,761	59,298,406	69,587,760	68,962,883	61,969,109

③施設整備水準等の現況と動向

道路整備については、幹線道路の改良及び歩道の新設を中心に整備を推進した結果、令和5年度末で改良率は69.4%まで向上してきているが、幹線道路以外の生活道路はそれほど改良が進んでいない。今後は、維持修繕等長寿命化に重点を置きながらも新規道路整備による交通体系整備を計画的に実施していく必要がある。

農道については、ほ場整備事業と一体で順次整備されてきているが、未整備の地域もあり、農業の効率経営のため今後も整備が必要である。また、全市面積の54%を占める森林資源の保全と活用を推進するため、間伐や林道整備等を適切に実施する必要がある。

上水道については、普及率が83.5%となっており、安全で良質な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な老朽管の更新と耐震化を図る必要がある。

また、下水道については、水洗化率が81.6%となっており、快適な生活環境と水質の保全のため、引き続き公共下水道をはじめ地域の実情に応じた排水処理事業を実施して水洗化率の向上を図る必要がある。

医療施設については、市立横手病院、市立大森病院ともに過疎地域の保健医療の核として医療サービスを提供している。引き続き、それぞれの病院が持つ特徴を生かしながら、地域の急性期医療を担うとともに地域に密着した病院として、医療サービスを提供していく。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成27 年度末	令和2 年度末	令和5 年度末
市町村道							
改良率 (%)	33.2	49.6	55.9	67.4	67.6	69.2	69.4
舗装率 (%)	23.9	41.8	49.5	56.4	56.6	57.5	57.7
農道							
延長 (m)	181,643	106,972	95,945	59,106	59,106	59,106	59,106
耕地1haあたりの農道延長 (m)	23.9	29.7	22.3	—	—	—	—
林道							
延長 (m)	116,930	165,836	206,991	231,262	236,536	243,924	244,431
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.2	3.6	4.9	—	—	—	—
水道普及率 (%)	66.8	72.6	80.5	80.8	84.4	82.8	83.5
水洗化率 (%)	0.9	2.7	24.9	51.8	54.9	72.1	81.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	17	16	20	14	14	11	12

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市は、豊かな自然に恵まれ、交通の要衝、農作物の宝庫、産業の集積地、文化の交流地点として、確かな歴史を紡いできた。この横手市が、この先も魅力にあふれ、きらりと光る都市であり続けるには、先人達の努力と熱意により切り拓かれ、継承されてきた知恵や技術、文化などを市民一人ひとりが認識し深く感謝するとともに、受け継ぎ、磨き上げ、さらに次代へつないでいくという気概をもつことが大切である。

横手市を我々の時代で更により良いまちとし、未来へ発展的につないでいくため、市民や団体、企業など、横手市に関わる全ての方が一体となり、東北の地で凛々しく羽ばたくまちを目指し、創意工夫を加えながらまちづくりにチャレンジしていく。

そのため、「時代を受け継ぎ 磨き上げ 凛々しく羽ばたくまち よこて」を本市の将来像に掲げ、次の７つをまちづくりの施策の基本的方向とする。また、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、国・県の各計画との整合性をとりながら、各分野における施策・事業を積極的に実施するとともに、毎年その事業進捗のチェックを行いながら事業実施していくものとする。

①共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり

急速に進む社会変化に対応するためには、市民一人ひとりが「支える側」と「支えられる側」という関係を越えて、地域をともにつくっていく「地域共生社会」を実現することが大切である。

こどもや高齢者、障がいのある方など、全ての方が健康で自分らしく生き生きと、地域のつながりの中で心豊かに暮らせるまちづくりを進める。

こうした福祉及び医療の確保施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

②豊かに学びみんなが輝くまちづくり

本市には豊かな自然や文化、産業など、学ぶべき資源が多くある。地域社会や経済活動の維持・向上、伝統文化の保全などを図るためには、市民が自ら学び、地域の良さに触れ、たくましさを培いながら、人が育つ環境を整えていく必要がある。

学校教育はもとより、スポーツや芸術文化をはじめとした様々な学びの活動をより充実させ、市民の心と暮らしを豊かにするとともに、スポーツイベントなどの実施により、交流人口の拡大や地域の活性化を図る。

また、児童・生徒の減少を踏まえた学校教育関連施設の整備と遠距離通学支援対策を重点施策とし、こうした教育文化施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

③自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり

すべての市民が快適な環境で暮らし、心豊かに生活できることは活力ある地域社会を築くための源である。本市には恵まれた自然環境や暮らしやすい住環境があり、この環境を次世代に引き継いでいくためには、ここでの暮らしに誇りをもち、更に美しく豊かに発展させていく必要がある。

そのために、防災・防犯対策を充実させるとともに、空き家対策や交通安全対策の推進により、安全で安心な暮らしを実感できるまちを目指す。また、環境に配慮した施策に取り組み、市民意識の高揚を図るとともに、循環型社会の構築を推進する。

こうした生活環境施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

④活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり

人材不足が加速する中で、担い手を育成する必要があるほか、競争力を高めていく必要がある。

本市がもつ豊かで多様な地域資源を生かしつつ、その魅力を広く発信しながら各産業における人材の確保・育成を図り活力ある産業の振興を図る。また、産学官金の連携により、生産性の向上と新たな価値を創出することのできる仕組みづくりを進め、まちの活力の源である各産業の持続的発展を支援する。

こうした産業振興施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

⑤四季を通じ暮らしやすいまちづくり

四季を通じ、安全・安心な暮らしを実現するためには、良好な住環境の形成と社会基盤の整備が必要である。

道路、公園、上下水道、住宅等快適な暮らしを支える生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、市民の利用しやすい公共交通体系の充実と利用促進を図る。

また、災害などのリスクに強いまちづくりを推進する。

こうした建設交通施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

⑥市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり

地域活動の衰退が懸念される中、市民一人ひとりの学びや活動を地域づくりにつなげる必要がある。

「まちづくりの主人公は市民」という大原則の下、本市に関わるすべての人々の参画と協働によるまちづくりを進め、誰もが活躍できる社会の実現を目指す。

また、市内外へ本市の魅力を発信し、若い世代の移住・定住を促進するとともに、他自治体との交流や公民連携を進め、市民の本市への誇りの醸成と地域活性化を図る。

存続・維持が危ぶまれる集落や地域の課題の解決に対して、過疎地域持続的発展特別事業を活用し、その集落の維持・活性化を図る。

⑦市民から信頼される質の高い行政経営

社会構造の変化、さらには価値観やライフスタイルの多様化などにより行政ニーズが複雑化しています。適切に対応し、質の高い行政サービスを提供していくため、分野横断的な行政経営を推進する。

また、行財政改革の取組を継続し、歳入確保や歳出抑制、公共施設の再編などによる強固な財政基盤の構築と、行政課題に的確に対応できる横断的な組織機構と戦略的な人材育成などにより、組織運営体制の更なる充実を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

◆人口に関する目標

目標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
社会増減（純移動数・住基）	△385人	△114人
婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数割合）	2.218	2.270
出生数	288人	318人

◆財政力に関する目標

目標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
将来負担比率	17.4%	100%未満
実質公債費比率	8.6%	18.0%未満

◆持続的発展のための地域目標

目標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
本市に住み続けたいと思う市民の割合	70.2%	73.2%
本市の取組全体に対する市民満足度	61.7点 (過去5年平均)	67.9点

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画については、アウトカムベースの目標値を設定し、毎年度のPDCAサイクルの徹底により、施策や事業の成果や効果を検証し、その評価結果を次年度計画に活用する。

また、内部評価及び外部評価の結果については、議会へ報告するとともに、市ホームページに公表し、計画のローリングに活用する。

内部評価：総合計画体系に基づく行政評価（施策評価・実施計画事業評価）の実施
(毎年6月～9月)

外部評価：外部有識者（産学金官等）を含めた有識者会議により、事業の実施状況や成果等を振り返る（毎年8月～9月）

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合

公共施設や道路等の各種インフラについては、適正な維持管理と再配置を推進するため、公共施設等に対する合理的な総合管理手法であるファシリティマネジメント（FM）※の手法を導入する。

本市における過疎対策としての公共施設の整備等に際しては、本市版の公共施設等総合管理計画である「横手市財産経営推進計画（FM計画）」に基づき、その施設の「品質」、「数量」、「ライフサイクルコスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考え、全庁横断的な推進体制の確立、総合的な計画立案と着実な進行管理、最適状態を維持する不断の検証を同時に実施する。

なお、本計画における公共施設等の整備については、横手市財産経営推進計画に適合するものである。

※ファシリティマネジメント（FM）とは、土地、施設や設備（ファシリティ：Facility）及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用（マネジメント：Management）すること。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

人口減少の抑制と地域コミュニティの活性化を図るため、首都圏等県外在住者の移住や定住、交流の促進に取り組む。

また、横手暮らしの魅力を積極的に発信するとともに、移住コーディネーターによる移住・定住希望者へのきめ細かな相談体制と総合的な受入体制を構築し、移住希望者や若年層の定住につながるようコミュニティ形成支援を実施する。

さらに、地域間交流の実施により、新たな発想や体験、情報などを得る機会を創出するとともに、応援人口の地域への関わり方の深化を図ることで、文化や産業をはじめ、多様な分野における交流や相互協力を推進し、活気あふれるまちづくりを推進する。

定住自立圏構想に基づき、「広域的な市町村合併を経た市に関する特例」により横手市定住自立圏を形成しており、関連施策の実施においては、本計画との整合性を図りながら、定住に必要な都市機能や生活機能の充実に努め、中心地域となる横手地域とその他周辺地域間の相互連携と役割分担により住みよい生活圏域の形成と地域全体の活性化に取り組む。

(1) 現況と問題点

①移住及び定住の促進

近年のゆとりや豊かさ志向への変化により、自然環境に恵まれた地方での暮らしを求める機運が高まっており、U I J ターンなど都市部からの移住・定住を希望する方へニーズに応じた情報提供や支援を行う必要がある。

②地域間交流の促進

市出身の市外在住者やふるさと納税等を通じて本市に興味・関心を持つ人々を「応援人口」と位置づけ、情報紙による定期的な情報発信や参加型イベントの企画により、応援人口の拡大と応援意識の醸成を図り、市との関わりや交流の促進に取り組んでいる。

自治体間交流については、神奈川県厚木市、茨城県那珂市との友好都市提携、世田谷区民まつり、大田区O T Aふれあいフェスタへの参加のほか、東京タワーや、伊丹空港などでの出前かまくらを通した都市との交流を行っている。

さらに、国際交流推進の一環として、明海大学留学生の横手市でのホームステイ実施や、台湾大同大学との産学官連携協定による各種交流事業の実施など、国際化に対応した取組も実施している。

③人材の育成

地域には様々な得意分野をもった多様な人材が存在しているが、地域内においてその人材が必ずしも十分に活躍していない。また、地域おこしにつながる魅力的な資源があるにもかかわらず、地元住民ではなかなか気がつかないため十分に生かしきれていない。

そのため、地域おこし協力隊制度等を活用し外部からの人材を受け入れ、地域の課題解決や活性化を図る必要がある。

(2) その対策

①移住及び定住の促進

ウェブサイト等のさまざまな媒体を通じて横手暮らしの魅力はもちろんのこと、等身大の日常についての情報発信を積極的に行い、移住・定住希望者に対するきめ細かな相談体制と総合的な受け入れ体制を構築し、本市への移住・定住を促進する。

②地域間交流の促進

ア 人口減少・少子高齢化が進む中、応援人口の拡大に引き続き取り組むとともに、様々な分野で応援人口を良きパートナーとして地域課題の解決に関わる流れをつくり、応援人口との交流や関わり方について深化を図る。

イ 友好都市との交流がスポーツや子どもたちの交流などを通じて市民レベルの交流として長く続くよう、各種団体が行う交流・連携事業等を支援する。

ウ 恵まれた自然環境や横手の「食と農」を生かし、グリーンツーリズムなどの事業を展開し、都市と地域との交流を推進する。また、各分野での結び付きを生かして多文化共生の推進を継続的に展開していく。

③人材の育成

ア 市内外の関係機関や団体はもとより、地域おこし協力隊制度等を活用し、地域の課題解決や活性化を図る。

イ 運営組織や自治会・町内会の地域づくり活動を支援しながら、地域住民が主体となった地域づくり活動の推進を図るとともに、地域住民の参画を促し人材の育成を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「市内外との連携・交流推進」に対する市民満足度	62.8 点	69.1 点
	市に住み続けたいと思う市民の割合（アンケート）	70.2%	73.2%
サブ指標	新規移住世帯数（年間）	18.3 件	20 件

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1) 移住・定住			
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成			
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住			
		〔移住定住促進事業〕 ①事業の必要性 少子高齢化・人口減少が進む地域において、地域の活力や担い手の確保を図るためにU I Jターンの促進など移住定住者を増やす取組が必要である。 ②具体の事業内容 ウェブサイト等を活用した情報発信と、移住コーディネーターによる移住相談等の対応や移住者のコミュニティ形成支援を行い定住につなげる。 ③事業効果 移住・定住の促進により生産年齢人口の増加等につなげることで地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔地域おこし協力隊活用事業〕 ①事業の必要性 人口減少や高齢化等が進行する中、過疎地域における地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、外部からの人材を受け入れ、地域の潜在的な人材の掘り起こしや、地域の課題解決、活性化を図っていく必要がある。 ②具体の事業内容 外部からの人材を受け入れ、地元住民では気がつかない一般情報や企業情報あるいは、観光資源など外部の視点による横手の魅力の掘り起こしを行う。 ③事業効果 斬新な視点と熱意や行動力が、地域に大きな刺激をあたえる効果が期待され、地域力の高まりや、地域の担い手の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔若者結婚生活応援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、新婚世帯の新生活スタートにかかる費用及び、若年夫婦の住宅取得等に係る費用を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・新婚世帯の結婚に伴う新生活スタートにかかる住居費や引越し費用などの一部を助成する。 ・若年夫婦の住宅取得、リフォーム等を実施する際の費用を一部助成する。 ③事業効果 新婚世帯の新生活スタートにかかる費用及び、若年夫婦の住宅取得等に係る費用を支援することにより、成婚者数の増加と若者の地元定着が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域間交流			
	人材育成			
	その他			
	基金積立			
	(5) その他			

3. 産業の振興

本市特有の豊かな地域資源・農産物・食文化・観光資源等を生かした横手ブランドの創出により、活力ある産業の振興を図るとともに、地域の観光資源を活用した戦略的なPRや情報発信により積極的な誘客を図る。

基幹産業である農業については、燃料や資材価格の高騰による生産コストの上昇や、大雨や猛暑による農産物の品質低下や収量の減少など厳しい経営環境が続く中、農家数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足が深刻化している。そのため、農業経営の強化支援や生産基盤の整備、スマート農業技術の導入等を推進し、本市における産業のけん引役として更なる活性化を目指す。

商工業や観光産業においては、地域産業が将来にわたって持続的に発展できるよう、産学官金の連携も含め、既存産業の経営力強化や新技術・新産業の創出により、地域産業の活性化と更なる雇用の創出に取り組む。

(1) 現況と問題点

①農林水産業の振興

ア 農業の振興

本市は横手盆地の中心に広がる穀倉地帯で、稲作を中心に果樹、野菜、畜産などをバランスよく生産する複合農業産地として発展してきた。しかし、世界情勢の不安定化による燃料や資材等の高騰に加え、物流規制による生産コストの上昇、異常気象による農作物への被害拡大など、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっている。また、人口減少や少子高齢化に伴い、農業従事者の減少と高齢化、及び後継者不足はより深刻な状況となっている。一方、農業生産活動は、農産物の供給以外に、国土の保全、水源のかん養、環境の保全、文化の伝承などの機能を有しており、ものの豊かさから心の豊かさ、ゆとりやうるおい、安全・安心を重視する現代社会において、その多面的機能の十分な発揮に対する期待も高まっている。

こうした中、農業生産の基盤である稲作については、生産性向上や生産コストの低減を図るため、大区画ほ場整備や農道、用排水路の整備を進める必要がある。畑地については、かんがい設備の拡充など生産性を高めるための畑地基盤の整備も一層進めていく必要がある。

また、持続的に農業生産が行えるよう、農地流動化による経営規模の拡大や、スマ

ート農業への取組支援をより一層進める必要がある。さらに、農業生産法人や新規就農者の育成支援に努め、経営安定対策の充実を図るとともに市場との信頼関係を強化し、需要に応えられる産地体制を構築することが求められている。

果樹については、県内で有数の生産量を誇るりんご、さくらんぼ、ぶどう等は冷蔵施設や集出荷施設の建設、光センサーの導入により市場で高い評価を得ている。しかし、農業者の減少や担い手の高齢化などによる離農や廃園、放任園の増加や、自然災害、病虫害被害などへの対策が課題となっている。

そのため、風雪に強い樹体や園地の補強、高機能機械の導入支援により生産体制の強化に努めてきた。今後は気象変動や災害に強い品種の導入や他作物の栽培を行うなど、果樹の複合生産を導入し、果実の販売先を確保することにより、経営の安定化を図り産地を維持していく必要がある。

野菜については、すいかやきゅうり、トマト、アスパラガス、枝豆など高品質で市場評価の高い産地の維持・発展を図るため、機械化、施設近代化の推進による生産性の向上やコスト縮減を推進するとともに、ハウレンソウなどとの組み合わせによる周年的な出荷体制の整備を進め消費拡大を図る必要がある。

花きについては、通年型農業を目指して、菊やトルコギキョウ、シンビジウムなど露地型、施設型の多品種の栽培技術が確立してきているが、燃料や資材の高騰等により厳しい経営環境におかれている。そのため、スマート農業技術の導入により作業の省力化を図り、生産性や品質の向上に取り組む経営体を支援し、産地を維持していく必要がある。

畜産については、養豚や養鶏、肉用牛を中心に農家数の減少が続いている。また、畜産経営は、輸入肉の増加による価格の低迷や飼料の高騰などにより、苦しい経営を余儀なくされている。このことから畜産有機物の農地への還元のため堆肥センターを有効活用し環境にも配慮しながら、資源循環型農業を更に進める一方、消費者に安全で安心な食肉・鶏卵を提供すべく一層のブランド化を推進する必要がある。

また、鳥獣による農作物被害については、農業者の減少や担い手の高齢化などにより耕作放棄地が増加し、鳥獣の生息域が拡大して農作物被害が深刻化しており農地の保全管理や鳥獣被害対策が重要となっている。

イ 林業の振興

森林面積は、37,509haと市全体の54%を占めている。うちスギ人工林面積は14,996haで、間伐を必要とする4～9齢級は4,192haと28%となっているが、長引く木材価格の上昇の伸び悩みや、森林所有者の高齢化、世代交代、不在村などにより森林への関心は高くなく、整備に支障をきたす森林もある。

これまで、林道等の整備による森林施業の効率化を図る一方、林産物の利用促進に寄与する木材加工施設等の整備も推進してきた。今後も総合的な森林資源の保護と計画的で効率的な森林整備を進める必要がある。

また、特用林産物のきのこ類については、スマート農業技術の導入による持続可能なきのこ栽培を推進し、産地の維持を図る必要がある。

林業振興は、木材を供給するだけでなく、森林の持つ多面的機能を発揮するため、松くい虫やナラ枯れを引き起こす森林病虫害の防除等による保全や、手入れの行き届かない森林の整備・集積による森林施業の合理化を図る必要がある。

ウ 内水面漁業の振興

本市は、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川の豊かな川の恵みの恩恵を受け、これまでも河川の資源保護を目的に稚魚の放流などを行い、河川の魚に親しむ機会や河川環境に対する意識高揚を図ってきた。

しかしながら、用水路の改良や河川の水質悪化が魚類の生息できる環境を年々狭め、以前のように小川や河川で様々な魚を見つけることは困難な状況になりつつある。

河川環境を守り、水生生物と共存できる河川施策や内水面漁業の発展と継承を地域全体で進めることが必要となっている。

②地場産業の振興

食育・食農体験を通じ、地産地消の推進と横手産農産物への理解を深めるとともに、農業へ関心を持つきっかけをつくり、担い手の掘り起こしを図っている。また、販路開拓支援や、市場等へのマーケティング活動を通じた販路定着及び6次産業化の支援により、横手産農産物の販売力向上を図ることが必要となっている。

③企業の誘致対策

本市の製造業を牽引する輸送機関連産業の継続的な誘致を推進するとともに、専門的知識を身に付けた若者が地元回帰するための選択肢となる、就職先として人気の高いソフトウェア・情報処理・ネット関連及び研究開発型の企業誘致を推進することで活性化と雇用の創出を図る必要がある。

④起業の促進

各地域への波及効果が期待される新たな産業分野における雇用の場の創出が強く求められている。

そのため、質の高い地域資源を活用し、産学官等の連携を通じた地域協働型の起業支援が必要となっている。

⑤商工業の振興

地域商業については、県外資本の郊外型大型店の出店や個人自営業者の高齢化、後継者不足などにより、市街地の空洞化が進んでおり、市内の卸・小売業を営む事業所数は、平成28年度は1,325事業所であったのに対し、令和3年度1,133事業所と年々減少している。事業所が実施する消費者ニーズを捉えた取組や、販路開拓などの労働生産性の向上に資する活動に対する支援や、空き店舗の利活用を促進させ、市街地が活性化する対策や事業承継への支援が必要となっている。

製造業については、自動車産業を主とした輸送用機械器具製造業において、これまでの積極的な誘致活動の結果、市内での立地・操業を開始した企業が複数出てきている一方、誘致企業と地元既存企業との間での取引等、連携については十分とは言えない状況である。今後は誘致企業と地元既存企業との取引や、共同での技術開発などのマッチング推進、他産業への経済連関のさらなる強化により市内産業の成長及び工業の振興を図る必要がある。また、市内の中小企業向けに、その時々々の経済状況に影響されず安定した経営環境を構築するための支援を行っていく必要がある。

⑥観光又はレクリエーション

本市の観光入込み客数は、令和6年度で年間延べ約306万人、宿泊者数は延べ23万4千人で、コロナ禍前の9割にとどまっている。特に繁忙期と閑散期の宿泊者数には大きな差があり、冬場を始めとする閑散期の宿泊につながる誘客が課題となっている。

る。このため、観光物産資源を今一度検証し、そのポテンシャルを十分に引き出し、経済効果が実感できる取組を進めていく必要がある。

また、まつりやイベント、食を含む地域の伝統文化を支えてきた人々の高齢化、担い手不足が顕著になってきており、開催規模の縮小や継続・継承が困難な事例が出てきている。文化や技を継承し故郷を心に刻むためにも、若者、とりわけ子どもたちが参画する機会の創出や、外部人材の受け入れによる継続策の展開など、他分野と連携した対策が急務となっている。

訪日観光客の来訪については、増加傾向にあるものの、本市への波及は少ない状況であり、国内の人口減少が進む中では将来に向けても重要なターゲットとなるため、外国人観光客が訪れたいくなる、求めたいくなるような観光資源の磨き上げや体験コンテンツの開発が急務となっている。また、アクセスの改善や、宿泊観光施設などのハード・ソフト両面の受け入れ体制の整備も必要になっている。

加えて、「横手市都市計画マスタープラン」において、副拠点に位置付けられている十文字地域の中心地については、旧十文字第一小学校や旧十文字文化センター跡地等エリアの利活用が課題となっており、市民や関係団体、地域の中高校生による検討では、地域住民の日常生活を支える機能と外から人を呼び込む機能を併せ持つ、賑わいと交流の拠点の整備が求められている。

⑦情報通信産業の振興

居住地域のほぼ全域でインターネットや携帯電話の通信が利用できる環境が整っているが、更なる利便性の向上を図るため、新たな技術に対応した高速通信環境の整備が期待される。また、農業や各種産業においてもデジタル化を積極的に活用する取組が進められているものの、限定的なものにとどまっているため、最新技術の情報提供やノウハウの共有などの取組が必要である。

(2) その対策

①農林水産業の振興

ア 農業の振興

- 1) 基幹産業である稲作の生産基盤の強化と農作業の効率化を図るため、水田ほ場整備、農業用排水路・ため池・頭首工等の施設整備や補修について、農村環境と自然との調和に配慮しつつ推進する。

- 2) 地域農業の持続的かつ安定的な発展を目指し、認定農業者や農業生産法人、新規就農者など産地をリードする経営体育成対策と、担い手農家への農地集積を進め、安定した農業経営ができるように、農地中間管理機構等の利用促進を図る。
- 3) 行政と農協などが連携を強化し、農地のフル活用による複合産地の確立、複合経営の生産体制の強化、スマート農業による省力化・自動化、生産性向上や品質の確保などを目指すとともに気候変動や災害に強い産地づくりを支援し、地域農業の振興を積極的に進める。
- 4) 中央卸売市場や首都圏等大消費地における地場産品のPR活動とマーケティング活動を推進する。また、消費者ニーズに即した販売戦略を支援するとともに、消費者に安心を届けるため、食の安全を確保する。
- 5) 特色ある米づくりを進めるため、堆肥センターを活用した有機栽培米など安全で高付加価値の稲作生産を奨励するとともに、市場戦略性の高い、消費者・実需者ニーズを重視した主食用米の作付けや新規需要米の作付けに取り組む。
- 6) 果樹の多品目・高付加価値栽培を推進し、リスク分散を図るとともに、高い生産技術の導入と集出荷体制の整備強化も進め、安定した生産と販売先を確保するための支援を行う。
- 7) 野菜や花きの振興を図るため、社会情勢や市場の動向を注視し、国内における販路拡大を支援する。
- 8) 都市と農村の二地域居住や農村での長期滞在の受け入れ態勢を整え、農業・農村への関心や関りを深め応援人口の拡大を図る。また、シニア世代への農業研修機会を創出し、マンパワー確保に努める。
- 9) 消費者の安全安心な食肉等の提供を推進するため、需要に対応した販売戦略を県内産地とともに進め、地域内の堆肥センター等と連携を図り、環境にやさしい畜産と有機資源の活用による循環型農業の体制を整備する。
- 10) 鳥獣被害防止対策として、県・市・猟友会による体制整備の連携強化や捕獲活動の強化に加え、果樹園等への侵入防護柵（電気柵等）の設置、耕作放棄地の草地化・林地化の解消や緩衝帯整備に対する取組等を促進する。

イ 林業の振興

- 1) 効率的な森林施業を推進するため、林道改良等による路網整備を進めるとともに、林道施設の長寿命化を図る。

- 2) 林業就業者・後継者育成のための「秋田県林業大学校」の活用や、雇用管理の改善、育成研修を開催する関係機関の活用等により、労働環境の整備改善に努める。
- 3) 公共建築物等における地元産木材の利用を促進するとともに、普及啓発やPRにより木材利用の推進を図る。
- 4) 森林病虫害の駆除や防除によりマツ枯れ、ナラ枯れ対策を推進する。
- 5) 森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度による森林整備や人材育成等、森林整備の促進に寄与する施策を推進する。
- 6) 特用林産物のきのこ類については、スマート農業技術の導入推進による省力化・効率化と高品質化・高収益化を目指すとともに、菌床しいたけ栽培により発生する廃菌床の再利用を促進する。
- 7) 菌床しいたけのより一層のブランド力向上を目指す。

ウ 内水面漁業の振興

内水面水産資源や環境の保護、こどもたちが河川に親しみ、河川への理解を深めるための体験事業等を安全に実施できるよう漁業協同組合等の活動を支援する。

②地場産業の振興

- ア 6次産業化支援施設を活用した商品開発や販路開拓の支援など、6次産業化への意識醸成や人材育成を推進する。
- イ 地域の独自性を生かした農産物直売所の利用促進や、栄養や食生活等の知識を普及する食育活動、地場農産品の学校給食での利用拡大等の取組を通じ、地産地消を推進する。
- ウ 地場産農産物のPR等の販路促進や、農作業体験を含めた食育事業による担い手育成の取組を通じ、総合的な地場産業の振興につなげる。

③企業の誘致対策

- ア 県との連携強化を図り、新規企業等への積極的な訪問を展開し誘致を進める。
- イ 地理的及び業界ネットワークの優位性を生かし、自動車関連企業の集積を推進する。
- ウ 進学等により身に付けた専門的知識を生かせる、IT・ソフトウェア産業、研究機関等の立地に取り組む。
- エ 将来を見据え新たな工業用地の整備に取り組む。

④起業の促進

- ア 横手市創業支援事業計画に基づき、創業支援事業者（商工団体、金融機関、秋田県信用保証協会、日本政策金融公庫）と連携した取組を実施することで、市内起業家への支援体制を強化する。
- イ 秋田産学官ネットワーク等との連携を図り、地元企業の技術の高度化や共同研究による新しい分野への進出を支援する。
- ウ 複合活用型ビジネス施設「Bizサポートよこて」を活用して、起業の段階に対応した多様性のある支援を行う。

⑤商工業の振興

- ア 商店街等の賑わいを図るため、各種イベント等による魅力ある商店街づくり、商業活動を支援し、大型店やロードサイド型商業施設※との共存を促進する。
※ロードサイド型商業施設とは、幹線道路などの沿線において、車でのアクセスが主たる集客方法である施設のこと
- イ 商工団体やNPO法人等による地域の創意工夫を生かしたまちづくりを支援し、商業の活性化に努める。
- ウ 消費者ニーズの多様化に対応したインターネット等を活用した販売方法や異業種分野との連携による店舗づくりなど、特色ある商業活動を支援する。
- エ 地域住民の生活に欠かせない大切な役割を果たしている地域密着型の商店に対して、経営ノウハウの提供をはじめとする振興策を進める。
- オ 市街地の空洞化を防ぐため、空き店舗の利活用を積極的に支援し、地域商業の活性化を図る。
- カ 次世代の人材育成や第二創業を含めた円滑な事業承継への支援を、関係機関と連携して取り組む。
- キ 大規模設備投資案件を持つ企業に対し積極的な支援を行い、市内の雇用拡大につなげるとともに、地域経済の好循環を図り経済活性化を促進する。
- ク 中小企業の設備投資に対する助成などにより地元企業の生産性の向上を図り、経営環境の安定につなげる。

⑥観光又はレクリエーション

- ア 田園都市の多様な観光資源を生かすため、地域おこし協力隊などの外部人材の視点を取り入れた発掘、磨き上げに取り組む。また、かまくら体験をはじめ、冬季体験コンテンツの長期提供と差別化により、冬季の観光需要の底上げと平準化に取り組む。
- イ 慣習や慣例等にとらわれることなく、文化の本質を再検討しながら、市民や観光客が参加しやすい持続可能なまつりやイベント作りに取り組む。
- ウ 国内外のターゲットを明確にして、戦略的なプロモーションを行う。また、ソフト・ハード両面における観光客の利便性向上により、満足度を高め、リピーターの獲得を目指す。
- エ 横手やきそばやいぶりがっこ、日本酒、味噌など、食をテーマにした観光開発とそのPRに努めるとともに、マンガに関連したお土産品などの新商品開発等に取り組む。
- オ 冬期イベントの活性化やスキー場の整備など、観光資源の掘り起こしや磨き上げを推進する。
- カ 海外からの誘客を積極的に行うため、県や周辺市町村と連携した広域観光エリアの形成を推進する。
- キ 横手市増田まんが美術館と増田の町並みなどを核とした文化観光を推進する。
- ク 副拠点エリア（十文字地域）については、子育て世代を中心に多世代が集まる憩いの場を核とした賑わい交流拠点となることを将来像とし、基本計画の策定、整備を進める。

⑦情報通信産業の振興

- ア デジタル技術の活用により、企業活動の活性化や収益向上の実現を図るため、事業の効率化や生産性の改善、新規事業の創出等の支援を実施する。
- イ 本市の主たる産業である農業や製造業が新たな技術を活用できるよう、基盤整備を推進するとともに、各産業における情報通信分野との連携を図る。

⑧県及び他市町村、関係団体等との連携強化

- ア 産業の振興施策の実施においては、県の方針や各種施策との整合性を図るとともに、広域的な課題においては他市町村との連携の強化などの一層の推進により地域の持続的発展を図る。

イ 市内各種団体や民間事業者等との連携と協働により、地域資源を最大限に活用した産業の振興と企業の創出、人材育成を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「農林業の持続的発展」に対する市民満足度	61.8 点	68.0 点
	「企業育成と雇用対策」に対する市民満足度	56.7 点	62.3 点
	「商業の振興」に対する市民満足度	57.0 点	62.7 点
	「工業の振興」に対する市民満足度	60.0 点	66.0 点
	「観光の振興」に対する市民満足度	59.9 点	65.9 点
サブ指標	新規就農者数（年間）	50 人	55 人
	農業産出額（前前年度推計値）	369 億円	375 億円
	操業中の誘致企業数	62 社	67 社
	市内延べ就職者数（年間）	1,939 人	1,900 人
	起業者数（年間）（起業創業支援事業等活用延べ人数）	50 人	55 人
	輸送機関連産業集積数（累計）	10 社	12 社
	市内延べ宿泊客数（年間）	234 千人	244 千人
	市内観光入込客数（年間）	3,061 千人	3,218 千人

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業			
		農地集積加速化基盤整備事業 栄東部地区 A=128ha	秋田県	
		農地中間管理機構関連ほ場整備事業 みたけ 地区 A=7ha	秋田県	
		農地中間管理機構関連ほ場整備事業 平鹿蟹 沢地区 A=38ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 浅舞北部地区 A=270ha	秋田県	
		農地中間管理機構関連ほ場整備事業 朴田荒 処地区 A=41ha	秋田県	
		農地中間管理機構関連ほ場整備事業 下吉田 地区 A=43ha	秋田県	
		農地中間管理機構関連ほ場整備事業 中吉田 地区 A=114ha	秋田県	
		農地中間管理機構関連ほ場整備事業 横手北 部地区 A=38ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 田ノ植地区 A=218ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 金沢地区 A=405ha	秋田県	
		農地中間管理機構関連ほ場整備事業 下鍋倉 地区 A=170ha	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 皆瀬1期地区 L=8.6km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 浅舞4-2地区 計画策定1式、水路改修 L=0.8km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 浅舞3-5地区 計画策定1式、水路改修 L=0.6km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 五庵昼館地区 L=3.9km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 開三ヶ村3期地区 管水路改修他1式	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 八柏堰地区 L=1.2km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 大森地区 揚水機場改修 1式	秋田県	
		県営かんがい排水事業(四の堰)水路改修 L=2.1km	秋田県	
		県営かんがい排水事業(沼館)水路改修 L=3.1km	秋田県	
		県営かんがい排水事業(横手西部)水路改修 L=4.3km	秋田県	
		県営かんがい排水事業(蛭野・角間川堰)水路 改修 L=6.12km	秋田県	
		県営かんがい排水事業(蛭野・角間川堰2期) 水路改修 計画策定1式、水路改修L=2.1km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業(明 永堰2期) 水路改修 L=1.5km	秋田県	

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	林業	基幹水利施設ストックマネジメント事業(小勝田川) 水路改修 L=1.2km	秋田県	
		県営かんがい排水事業(大戸川) 水路改修 L=24,300m	秋田県	
		県営ため池等整備事業(大屋沼寺内)	秋田県	
		県営ため池等整備事業(葛ヶ沢)	秋田県	
		国営かんがい排水事業(横手西部地区)	農林水産省	
		国営かんがい排水事業(成瀬皆瀬地区)	農林水産省	
		国営かんがい排水事業(旭川地区)	農林水産省	
		森林病虫害等防除事業	横手市	
		森や木とのふれあい空間整備事業	横手市	
		緩衝帯等整備事業	横手市	
		マツ林・ナラ林等景観向上事業	横手市	
		高能率生産団地路網整備事業(板井沢線)林道 L=5,600m、W=3.5m	秋田県	
		高能率生産団地路網整備事業(上檜沢線)林道 L=2,740m、W=3.6m	秋田県	
		林道改良事業(明沢道満線) 法面、路側施設	横手市	
		林道改良事業(金山線) 路体	横手市	
		林道改良事業(城屋敷線) 路側施設	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 横手沢線・横手沢1号橋 L=8.2m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 萱峠線・萱峠線1号橋 L=18.5m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 上寺の沢線・上寺の沢線1号橋 L=5.2m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 上寺の沢線・上寺の沢線2号橋 L=5.2m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 内稗作線・1号橋 L=5.5m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 矢走線・矢走橋 L=41.95m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 草倉線・小松川橋 L=9.9m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 大松川線・形部沢橋 L=18.5m	横手市	
		林道改良事業(老朽化対策) 大松川線・赤倉1号橋 L=21.7m	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	水産業	林道改好事業（老朽化対策） 城屋敷線・雄勝川2号橋 L=14.6m	横手市	
		林道改好事業（老朽化対策） 城屋敷線・雄勝川5号橋 L=14.7m	横手市	
		林道改好事業（老朽化対策） 大日向線・大日向1号橋 L=15.5m	横手市	
		林道改好事業（老朽化対策） 大日向線・大日向2号橋 L=15.6m	横手市	
		林道改好事業（老朽化対策） 桑ノ沢線・桑ノ沢橋 L=6.0m	横手市	
		林道改好事業（老朽化対策） 南郷岳線・続滝1号橋 L=16.5m	横手市	
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設			
	農業			
	林業	大雄堆肥センター作業用機械購入	横手市	
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業	農業協同組合	
		横手市死亡獣畜保冷施設建設事業	横手市	
	水産業			
	(4) 地場産業の振興			
	技能修得施設			
	試験研究施設			
	生産施設			
		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産クラスター協議会	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	加工施設			
	流通販売施設			
	(5) 企業誘致			
	(6) 起業の促進			
	(7) 商業			
	共同利用施設			
	その他			
	(8) 情報通信産業			
	(9) 観光又はレクリ エーション			
		都市公園整備事業(横手公園)	横手市	
		都市公園長寿命化対策事業	横手市	
		天下森スキー場整備事業	横手市	
		副拠点エリア整備事業（十文字地域）	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業			
		〔夢ある園芸産地創造事業〕 ①事業の必要性 戦略作物の産地づくり強化及び6次産業化による新たなビジネスの創出、競争力の高い経営体の確保・育成など地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 農業経営基盤の強化に資する機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 農業の担い手が育ち、地域で農業を営む仕組みができる。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用が進み、農家所得が向上するとともに新規就農者も増加し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔夢ある畜産経営ステップアップ支援事業〕 ①事業の必要性 稲作からの脱却による複合型生産構造への転換により、収益性の高い農業経営体の確保育成を図るため、担い手となる経営体等への支援を継続していく必要がある。 ②具体の事業内容 畜産の生産振興に資する素畜、機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 複合型生産構造への転換をこれまで以上に加速させるとともに、中山間地域等条件不利地での畜産を核とした地域活性化につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔新規就農者レベルアップ事業〕 ①事業の必要性 地域農業を支える担い手の営農意欲向上を図るとともに、経営の効率化を促進することで所得の向上を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ・講習会の開催 ・横手市農業近代化ゼミナールの活動 ・横手市認定農業者協議会活動の実施 ③事業効果 農業経営者の知識、マネジメント力のレベルアップが図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔地域で学べ農業技術研修事業〕 ①事業の必要性 就農に必要な技術を身に付けようとする農業後継者やUターン希望者を支援することで、地域農業の優れた担い手を確保・育成する必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者や新部門開始に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成する。 ③事業効果 園芸振興拠点センターで実践的な研修を行うことにより、新規就農のために必要な栽培及び経営技術を習得し、就農後の安定した農業経営の確立及び地域農業の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔「横手のホップ」ステップアップ事業〕 ①事業の必要性 持続可能なホップ産地づくりを目指し、ホップ生産量の維持・拡大を図るため、ホップの生産基盤の整備を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 ・新規生産者確保に向けた研修事業の実施 ・ホップ生産に係る共同利用施設及び設備もしくは作業機械の修理等にかかる費用の一部助成 ③事業効果 ホップ生産者を確保・育成すること、ホップの生産基盤の整備を実施することにより、ホップ生産量の維持・拡大を図り、持続可能なホップ産地の実現に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業、6次 産業化	〔未来農業推進事業〕 ①事業の必要性 担い手の減少や高齢化など農業がかかえる様々な課題を解消し地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 スマート農業の普及・啓発及びスマート農業機械などの導入支援。 ③事業効果 農作業の省力・自動化、作物の品質向上や次世代への技術の継承が可能となり新規就農者の増加や農業所得が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔林道施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 市内林道での事故を未然に防止するため、点検診断を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 市内林道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。 ③事業効果 林道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔発酵文化のまちづくり事業〕 ①事業の必要性 市内各地に次世代に伝承すべき魅力ある食文化があり、地域に根ざした食文化の継承が将来に渡って必要である。 ②具体の事業内容 ・事業費補助 ・全国発酵食品サミット、発酵フォーラム等の開催 ・全国発酵のまちづくりネットワーク協議会の開催 ③事業効果 地域特有の食文化が継承されることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔成長産業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、工業団地等への企業誘致を進め、新たな雇用機会の拡大に努める必要がある。 ②具体の事業内容 市内中小企業または市内に新たに立地する企業等が行う大型設備投資案件に対して、その経費の一部を助成する。 ③事業効果 地域の雇用機会が拡大されるとともに、市内中小企業または市内に新たに立地する企業等の増加や事業成長に伴う収益の向上等により、地域経済の発展が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔起業・創業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「しごとづくり」として起業・創業の育成と発掘に取り組み、地域に新たな産業と雇用を生み出す必要がある。 ②具体の事業内容 ・ 起業の際のワンストップ相談支援や起業後のフォローアップ支援を行う。 ・ 事務所等のワークスペースを安価に提供する。 ・ 起業する際の初期投資等への支援を行う。 ・ 地域内の有望な起業家等に対しセミナー等の経営支援を行う。 ③事業効果 新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業〕 ①事業の必要性 地理的条件が障害となりにくく、若年層にとって魅力があるとされるIT・ソフトウェア関連企業に対し、雇用や事務所経費等に対する積極的な支援を行い、地域経済の好循環を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、BPOサービス業等に係る雇用や事務所経費等に対する助成を行う。 ③事業効果 IT・ソフトウェア関連産業を支援することにより、企業立地の促進が図られ多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用が増えることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔空き店舗等利活用支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における商店街等の空き店舗が課題となっており、空き店舗の利活用を促進させ、地域商業を活性化させるための対策が必要となっている。 ②具体の事業内容 ・商店街等の空き店舗を利活用する事業に対し支援を行う。 ・自店舗の改装等を行う事業に対し支援を行う。 ③事業効果 空き店舗の利活用が促進されることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔地域商業活性化事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における個人自営業者の高齢化や後継者不足等により、地域商業の衰退が課題となっており、商店街等の賑わいを図るため、魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・商店街等の賑わいを図るため、各種イベント等による魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する。 ・商店街等が管理する街路灯の維持管理等を支援する。 ③事業効果 魅力ある商店街づくり、商業活動が行われることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		
	情報通信産業	[中小企業設備導入支援事業] ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「働く場」である中小企業等の活性化を図るため、設備投資を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 生産性向上を図る中小企業者の設備投資に対して、その経費の一部を補助する。 ③事業効果 中小企業等が活性化することにより、地域の雇用の場の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市			
	観光					
	企業誘致					
	その他	[サテライトオフィス誘致推進事業] ①事業の必要性 県外の企業の進出を促進し、地域経済の好循環を図るため、サテライトオフィス環境整備等に対する支援が必要である。 ②具体の事業内容 進出企業に、オフィス環境整備や事務所経費等に対する補助を行う。 ③事業効果 雇用の創出及び、地元企業との連携による地域産業の成長や地域の活性化により、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市			
(11) その他	基金積立					
		グリーンツーリズム推進事業	横手市			

(4)産業振興促進事項

産業振興促進区域	市全域
業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）、情報サービス業等
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
事業の内容	(2)及び(3)のとおり

(5)公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

産業振興施設については、地域の産業振興という本来の設置目的を現在も果たしているか再評価を行い、施設の利用状況によって民間譲渡等を進める。また、老朽化し、利用頻度の低い施設については廃止する。

令和3年より改修を行っている天下森スキー場については、安全性や利便性、サービスの向上を図るため、計画的に改修を進める。

公共温泉施設については、民間譲渡がかなわず再配置方針において廃止と位置づけられた施設については速やかな解体に向け手続きを進める。また、長寿に位置づけられた施設については、指定管理による民間経営手法の活用により、効率的かつ持続可能な経営に努めていく。

4. 地域における情報化

市政に対する更なる市民参画を促進するため、ホームページや各種SNS、コミュニティFMなどの多様な媒体を活用し、積極的に市政情報を発信する。

また、地域課題を解決するため、ICTや新たな技術の導入の検討など、市民サービスの満足度の向上を目指す。

(1) 現況と問題点

①情報化の推進

スマートフォンやタブレット端末の普及、インターネットの高速化により、市民生活や企業活動において情報の受信や発信、共有ができ、誰もがデジタル化のメリットを享受できる環境が整っている。

その一方で少子高齢化が進み、地域課題が一層多様化していることから、デジタル技術を積極的に活用して市民サービスの向上を図る必要がある。

また、テレビ難視聴地域や携帯電話等不感地域は各施設整備により解消されており、公共施設等の公衆無線LAN環境整備についても必要な整備は完了しているものの、日常的な保守や、老朽化による更新、施設整備や改修にあわせた整備を実施する必要がある。

②広報活動の推進

行政情報に加え、企業や団体、市民からの情報を集約する「横手市情報センター」の機能により、情報の一元化が図られている。集約した情報は、市報や電子掲示板、各種SNSなどで発信され、幅広い年代で情報共有が図られており、市民へこれまで簡単にできなかった情報発信も可能となっている一方、情報発信手法の多様化により、必要な情報を探しづらい状況となっている。

市民のさらなる利便性向上を目指し、デジタル技術を活用したサービスを拡大しながら、引き続き紙媒体での情報発信も併用するなど、世代の垣根なくサービスを受けることができる情報発信と必要な情報を取捨選択できる仕組みを構築する必要がある。

(2) その対策

①情報化の推進

ア デジタル技術の利活用により、多くの住民が幅広い分野で「いつでも」「どこからでも」利便性の高いサービスを楽しむように、行政手続きのオンライン化やマイナ

ンバーカードの普及促進を図る。

イ マイナンバーカードを活用した行政サービス提供や公共施設の予約、使用料等のキャッシュレス決済などデジタル化の推進と拡充を図る。

ウ 高齢者や子育て世代にやさしいデジタル窓口の利用促進を図る。

エ 児童・生徒の情報活用能力の育成や、ＩＣＴを効率的に活用した「わかりやすく深まる授業」の実現のため、教育ＩＣＴ環境の充実を図る。

オ 市内外企業の多様な働き方を支援するため、ワーケーション等にも活用できるビジネスネットワーク施設やテレワーク環境等の充実を図る。

カ 情報インフラの安定的な運営を行うため、適切な保守の実施と計画的な更新を実施する。

②広報活動の推進

市民が必要な情報を迅速かつ的確に把握できるよう、広報紙やホームページをはじめ、各種ＳＮＳ、コミュニティＦＭなど多様な媒体の特性を生かした広報活動を推進する。あわせて、市民と行政が双方向で情報共有を図ることで、市民の地域に対する「誇り」と「愛着」を醸成する。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「広報・広聴の推進」に対する市民満足度	64.8 点	71.3 点
サブ指標	横手市公式ＳＮＳ登録者数（累計）	28,568 人	34,700 人

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設			
	通信用鉄塔施 設			
	テレビ放送中 継施設			
	有線テレビ ジョン放送施 設			
	告知放送施設			
	防災行政用無 線施設			
	テレビジョン 放送等難視聴 解消のための 施設			
		地域情報通信網管理運営費	横手市	
	ブロードバン ド施設			
	その他の情報 化のための施 設			
	その他			
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化			

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	デジタル技術 活用			
		〔ICT活用サービス推進事業〕 ①事業の必要性 ICTの活用により、行政サービスにおける市民の利便性の向上と新しい生活様式への対応を図るとともに、行政事務の効率化を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 行政手続きのオンライン化やICTを活用した各種行政サービスを実施する。また、行政事務のデジタル化の推進による業務改善並びに業務の効率化の推進を行う。 ③事業効果 ICTの活用により、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	その他			
	基金積立			
	(3) その他			

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

高速通信体系の整備、情報化事業の実施にあたり、地域が必要とするインフラ整備のあり方や公共施設の状況を把握し、各地域の実情に合った施設整備を検討する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

市内8地域は、平成17年の市町村合併前から、経済や文化をはじめ通勤・通学、住民の日常生活において強い結びつきを持ち続けてきた。県南の拠点都市として広域的な交流も活発に展開されており、市民が快適な移動環境の中で豊かな生活を送るため、安全で便利な道路網の整備、生活交通の確保に取り組む。また、AIやICTを活用した持続可能な公共交通システムの構築についても検討を進める。

(1) 現況と問題点

①交通施設の整備

高速道路網は、東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通したことにより、太平洋側と日本海側を結ぶ大きな高速道路ネットワークの中に位置づけられた。秋田自動車道が東北縦貫自動車道、三陸沿岸道路とも結節したことにより、太平洋側との往来が格段に便利になったことと併せ、横手北スマートインターチェンジが開通したことにより、利便性が向上した。さらに、横手ジャンクションを介して東北中央自動車道が秋田自動車道と交差し、交通の要衝と呼ぶにふさわしい物流の新たな流れを生み出している。

また、国道13号と国道107号が市内で交差し、国道342号と国道397号が東に走り岩手県南部、宮城県方面とも結ばれており、古くから広域的な交流が行われてきた。地域間を結ぶ県道は、主要地方道10路線、一般県道13路線があり、高速交通道路網へのアクセスや地域間交流等に重要な役割を担っている。

国・県道は、今後とも地域経済や地域振興に大きな影響を与える幹線道路であり、東北中央自動車道の延伸、秋田自動車道及び国道13号の4車線化の整備促進をはじめ、冬期間の通行確保や歩行者の安全確保など、道路整備の促進を関係団体に強く働きかける必要がある。

市民生活に密接に関わる市道は、幹線市道を中心に改良舗装等の整備を計画的に進めてきているが、地区を結ぶ道路や地区内道路については未改良部分も相当数あり、その整備が強く求められている。

各地域の公共施設を結ぶ幹線道路の構築や生活道路の改良、また、歩行者や自転車利用者の安全確保を図るためバリアフリー化や歩車道分離を推進する必要がある。併せて、整備と同様に維持管理も重要な課題となることから、道路や橋梁等の長寿命化を図る必要がある。

冬期間の交通を確保するため、除雪機械や防雪柵等の整備促進と消融雪施設や流雪施設の適正な維持管理を進める。また一方で、除排雪に対する市民の理解と協力を得ながら、行政と市民が一体となって協働による「雪に強いまちづくり」を目指す必要がある。

②交通手段の確保

公共交通機関は、ＪＲ奥羽本線やＪＲ北上線、生活路線バス、デマンド交通のほか、一部区間で運行している乗合タクシーや自家用有償旅客運送等があり、地域住民の日常の交通手段として利用されている。

鉄道については、ＪＲ北上線がＪＲ東日本管内における利用客の少ない路線の一つとなっており、路線維持のため利用促進に力を入れる必要がある。また、東北エリアの交通網の多重化を図るため必要不可欠な社会基盤として奥羽・羽越新幹線の整備促進に向けた運動を展開していく必要がある。

生活路線バスについては、地域住民にとって不可欠な交通機関でありながら、利用者の減少等により不採算バス路線の減便が増加するなどの状況が続いており、公共交通の利用が不便なエリアの拡大防止に努める必要がある。

（２）その対策

①交通施設の整備

ア 本市は、県内でも有数の交通の要衝になっており、恵まれた高速交通ネットワークを有効活用するため、アクセス道路の整備促進に努めながら、秋田自動車道の全線４車線化と東北中央自動車道の下院内インターチェンジ以南の早期完成を関係機関に働きかける。

イ 近隣市町村との交流や地域連携を図るため、国道１３号、国道１０７号や主要地方道などの整備促進を国や県に働きかける。

ウ 各地域庁舎をはじめとする主要な公共施設や都市機能に対する利便性向上のために、国道や県道への接続を考慮しながら、都市計画道路や主要な市道の整備を計画的に実施する。

エ 住民が日常的に利用する生活道路については、利便性に加え歩行者や自転車利用者にとって安全快適に通行できるよう改良・舗装等を積極的に行い、歩行者空間のバリアフリー化や歩車道分離を推進する。

オ 道路や道路側溝、道路橋等の社会資本の長寿命化を図るとともに、案内標識や道路照明灯等道路施設については、倒壊等による事故を防止するため、点検や診断、補修・補強を行う。

カ 消融雪施設や流雪施設の適正な維持管理に努めるとともに、設置条件が整った箇所については整備を行う。

キ 降雪情報に合わせた除雪・排雪作業を進めるため、各除雪ステーションの連携強化と計画的な除雪機械や格納庫の整備を進め、除雪オペレーター等の技術向上を図りながら、効率的な道路除雪を推進する。

ク 吹雪による吹き溜まりが常習的に発生する路線においては防雪柵を設置し、通行の確保を図る。

②交通手段の確保

ア 鉄道については、北上線の利用促進並びに奥羽・羽越新幹線の整備実現に向け、関係団体と連携した運動を展開していく。

イ 路線バスについては、既存の路線の確保維持を図るとともに、交通環境の変化に伴う利用者ニーズの把握に努め、地域の実情に即した運行形態を検討する。

ウ 高齢者等の交通弱者対策として、路線バス網の間を面的にカバーする横手デマンド交通や横手市循環バスの運行により一定の利便性を確保しつつ、自家用有償旅客運送の活用など持続可能な公共交通システムの構築を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「市の雪対策（道路除排雪事業）」に対する市民満足度	57.4 点	63.1 点
	「道路環境の充実」に対する市民満足度	60.5 点	66.6 点
	「公共交通機関の利便性の向上」に対する市民満足度	55.7 点	61.2 点

サブ指標	除排雪作業に係る事故件数（年間）	7.5 件	0 件
	1 早朝あたりの道路除排雪に関する苦情件数	7.1 件	5 件
	道路維持管理の瑕疵により発生した事故に対する損害賠償件数（年間）	3.3 件	0 件
	公共交通利用者割合（対前年度比）	94.7%	96.0%

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
		道路		
		寄木中房線(道路改良) L=650m、W=7.0m	横手市	
		タモノ木夏見沢線(道路改良) L=450m、W=6.0m	横手市	
		仁井田古内線(道路改良) L=200m、W=8.5m	横手市	
		黒川田ノ植線(道路改良) L=744m、W=9.0m	横手市	
		静町上小屋幹線(道路改良) L=1200m、W=9.0m	横手市	
		東小学校線(道路改良) L=460m、W=6.5m	横手市	
		橋りょう		
		大島1号橋(架け替え) L=12.6m、W=10.0m	横手市	
		その他		
		睦合造山線(防雪柵設置) L=2,676m	横手市	
		浅舞今宿線(防雪柵設置) L=200m	横手市	
	(2) 農道			
	(3) 林道			
	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
		鉄道施設		
		鉄道車両		
		軌道施設		

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	軌道車両			
	その他			
	(6) 自動車等			
	自動車			
	雪上車			
	(7) 渡船施設			
	渡船			
	係留施設			
	(8) 道路整備機械等			
		除雪機械整備事業	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通			
		〔地域公共交通活性化協議会事業〕 ①事業の必要性 過疎地域においても公共交通を必要とする人が移動に困ることがないように、日常生活に必要不可欠な移動手段として地域公共交通を維持していく必要がある。 ②具体の事業内容 市中心部の商業施設や医療施設への移動を担う横手市循環バスを運行するほか、市全域を面的にカバーする横手デマンド交通によって市民の移動の足を確保するための交通施策を実施する。 ③事業効果 住民の暮らしを支える公共交通が充実していることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	地域公共交通活性化協議会、横手市	
		〔よこてスマートモビリティ構築事業〕 <u>①事業の必要性</u> <u>過疎地域において地域公共交通を維持していくため、利便性の高い交通環境の構築と、多様な交通モードとの相互乗り継ぎによる公共交通環境を整備する必要がある。</u> <u>②具体の事業内容</u> <u>バスロケーションシステムや、乗降客数の多いバス停留所を中心にスマートバス停を設置する。</u> <u>③事業効果</u> <u>中心市街地における周遊性や他の交通モードとの接続性の向上に寄与し、将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</u>	横手市	
		〔地域内交通確保事業〕 ①事業の必要性 過疎化によって路線バスが廃線となった地域において、路線バスの代替となる公共交通を運行することは、住民の日常生活に必要である。 ②具体の事業内容 持続可能な地域公共交通体系を構築するため、利用実態や地域事情を考慮しながら、過疎地域に適した乗合タクシーや自家用有償運送など効果的な形で廃止路線の代替運行を行う。 ③事業効果 住民の暮らしを支える公共交通が充実していることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	交通施設維持			
		〔道路メンテナンス補助事業(橋りょう維持)〕 ①事業の必要性 橋梁は、住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的な修繕等の円滑な政策転換を図りながら維持修繕を行う。 ③事業効果 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	その他			
	基金積立			
	(10) その他			
		町内会等除雪活動費補助事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

道路施設については、定期点検要領に基づく施設の維持・更新を行い、橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、適正な維持管理・更新を行う。また、施設の重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を目指すとともに、周辺環境の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の質的向上、統合、縮小、廃止・撤去等を含めた検討を進める。

河川施設については、長寿命化計画等の施設の維持・更新に関する計画を策定し、計画的な施設の整備・管理を行う。

6. 生活環境の整備

安全で安心な生活環境と、豊かな自然や美しい景観の保全を図り、住みよいまちづくりを目指す。

日常生活に不可欠な上下水道や住環境等の生活基盤の維持管理により市民の快適な暮らしを支えるとともに、地震や風水害による自然災害や、鳥獣被害対策の充実、日常的に起こりうる火災や事故等の被害を最小限とするため、消防防災・救急施設や設備等の整備も計画的に実施する。

また、ごみの適正処理や発生抑制、リサイクル活動の推進等を通じた資源循環型社会の形成と省エネルギーへの意識啓発を強化し、循環型社会の構築を推進する。

(1) 現況と問題点

①水道、下水処理施設等の整備

ア 上水道

安全で快適な市民生活を確保するためには、ライフラインである良質な水道水の安定供給が欠かせないことから、これまでに、上水道の整備を継続して行ってきた。

しかしながら、一部に未給水地区が依然として存在するほか、旧簡易水道施設の統廃合、浄水施設や管路の老朽化など課題も多く残っており、その対策が急がれるところである。

イ 下水道

市民の快適な生活の確保と河川等の水質環境を保全するため、公共下水道並びに合併処理浄化槽については、引き続き未普及地域への整備が必要である。

また、公共下水道や農業集落排水の供用開始区域における、未接続世帯への水洗化への取組が課題となっている。

ウ 廃棄物処理対策

地域の環境保全のためには、資源の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型を背景とするライフスタイルから、環境負荷を低減するための循環型社会の形成に向けた一層の取組が必要とされる。

このような中、本市では、平成28年に新たなごみ処理施設の稼働に合わせ、ごみの分別方法を統一した。今後、更なる循環型社会の形成のために、リサイクルの推進やごみの

減量化、生ごみの堆肥化などの３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）活動など、市民や事業者、行政が連携した対策が必要である。

令和４年４月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、従来のプラスチック容器包装類に加え、製品プラスチックも分別収集するため、令和９年度の稼働を目指し、ペットボトル等処理施設の整備を進めている。

また、廃棄物の不法投棄や分別不良などの問題が後を絶たず、引き続きその対策を継続していかなければならない。

老朽化が進むし尿処理施設については、現在稼働している２施設を統廃合し処理の効率化を進める必要がある。

また、最終処分場については、長寿命化を図ることとし、今後の施設のあり方を総合的に判断する必要がある。

エ 住環境の整備

市営住宅は、低所得者層の住宅確保対策を主とし、全ての市民が安心して暮らせるよう良好な住環境を提供するものであるが、住宅の老朽化や生活様式の変化に対応するため、適切な維持補修による長寿命化やバリアフリー化など計画的な改修を実施する必要がある。

このようなことから、今後の住環境の整備や支援としては、市営住宅による従来の低所得者対策としての側面と、雪対策など自然環境との共生を進めながら本市に住む価値をもち、住みたいと思う魅力ある住環境対策としての側面をあわせ持ちながら、計画的に進めていく必要がある。

また、老朽化等により有効活用が困難となっている公共施設等については、市民の安全安心な生活環境の確保とよりよい景観保全のため解体撤去を進める必要がある。

②消防・救急施設の整備等

災害に強いまちづくりを推進するためには、消防・救急体制を充実させ、地域の防災活動を活性化させる必要がある。このため、消防車や救急車、小型消防ポンプ等の計画的な更新配備、水道管の敷設にあわせた消火栓の設置、消防水利の乏しい地域を優先とした防火水槽の設置を進めているほか、地域防災を支える消防団員の確保や教育訓練の充実に継続的に取り組んでいる。

しかしながら、近年、全国各地で地震や大雨などにより甚大な被害が発生しており、本市においても地震、大雨、台風などによる自然災害が散発的に発生し、市民生活を脅かし

ている。また、消防団員数が人口減少や高齢化、就業状況の変化により減少が続いていることに加え、少子高齢化等による社会構造の変化や価値観の変化等により地域コミュニティの希薄化も進んでいる。

このような災害の激甚化・多様化や社会的背景の中で、消防・救急体制のより一層の充実と消防団組織および地域防災力の維持強化が課題となっている。

③鳥獣被害の防止

森林病害虫やクマ、イノシシなどの鳥獣による被害が増加している。快適で安全な生活環境と豊かな自然を守るため、これらの被害防止対策の取組を強化していく必要がある。

(2) その対策

①水道、下水処理施設等の整備

ア 上水道

市民の快適な生活を支えるため、令和5年度に策定した「横手市水道事業計画・経営戦略」に基づき、老朽管の早期の更新や管路の耐震化、広域化を含めた浄配水施設の統廃合及び配水管の新規布設などにより、上水道の整備を図るとともに、計画性のある施設等の更新と維持管理を実施し、安全で良質な水の安定供給と未給水地区の解消に努める。

イ 下水道

快適で衛生的な生活環境と公共水域の水質保全の観点から、横手市生活排水処理構想に基づき、地域の特性に合わせて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による污水处理施設の整備を進めるとともに、効率的な改築・更新や運営管理を実施しながら、加入促進の啓発活動を推進する。

ウ 廃棄物処理対策

1) 資源循環型のまちづくり

分別収集によるリサイクル活動の推進、コンポスト・生ごみ処理機の購入補助、奨励金制度を活用した集団資源回収活動の推奨などにより、資源循環型社会の形成を図る。

2) ごみ発生・排出抑制の推進

ごみになりにくい商品の普及やマイバック持参運動など、行政と市民や事業所の協働による廃棄物の減量化、再資源化を推進する。

3) 効率的な廃棄物処理施設の整備

横手市一般廃棄物処理基本計画に基づき環境負荷の低減に配慮し、当面はし尿処理施設及び最終処分場の長寿命化と適正な運用に努める。

4) ごみ減量への意識啓発

市報やホームページ、SNS等を利用した情報提供や、出前講座等を通じた環境教育に取り組み、ごみの減量化・再生利用・分別などの意識啓発活動に積極的に取り組む。

5) 環境保護の推進

行政、市民、及び事業者の協働による環境保全活動を推進し、違法な野外焼却や不法投棄等の未然防止及び早期発見のため、監視・指導体制の強化をすることで、豊かな自然と美しいまち並みの次世代への継承を目指す。

エ 住環境の整備

1) 市営住宅の整備と適切な維持管理

指定管理者との協働による市営住宅等の適切な管理運営と、横手市営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した市営住宅の用途廃止や計画的に統合や再配置等を進める。
また、生活様式の変化や福祉的な配慮に対応した改善なども考慮しながら適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。

2) 安全で快適な住環境対策

安全で快適な住宅と良好な住環境を整備するため、雪国に対応した住宅の改修と木造住宅の耐震診断・改修等の普及を促進する。

3) その他

市民の安全安心な生活を守り、良好な住環境と景観の保全を図るため、老朽化し、使用されていない公共施設等の解体撤去を推進する。

②消防・救急施設の整備等

ア 消防体制の充実

計画的な消防車両等の整備・更新並びに消火栓や防火水槽等の消防水利の設置を進めるとともに、既存の施設や設備等の適切な維持管理に努める。

イ 防災体制の充実

地域防災計画に基づき、非常時における拠点の整備、避難路及び避難場所の確保や要援護者への支援、建物の耐震化、雪害防止のための人的防災ネットワークの整備、道路等の雪対策並びに関係機関、団体との連携による水防組織の充実を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指す。

③鳥獣被害の防止

クマなどの鳥獣が人の生活圏に近づくことを防止するため、緩衝帯の整備や誘引物の除去に取り組む。

また、鳥獣被害対策実施隊の活動体制を強化し、人身被害や農林被害の発生防止を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「上下水道の整備」に対する市民満足度	66.5 点	73.1 点
	「消防・防災体制の充実」に対する市民満足度	69.2 点	76.1 点
	「自然環境の保全と安全安心な生活環境の形成」に対する市民満足度	64.3 点	70.8 点

サブ指標	水道水がおいしく飲める水質の達成率	96.8%	96.0%
	下水道水洗化率	84.5%	90.0%
	1日一人当たりの家庭ごみの排出量	637g	619g
	ごみの資源化率（年間）	19.0%	21.5%
	救命講習受講者数（年間）	972 人	1,200 人
	県との共同備蓄 22 品目の目標数量に対する 備蓄率	92.8%	100%
	ツキノワグマによる人身被害発生件数（年間）	1 件	0 件

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
		上水道		
	簡易水道	旧簡易水道施設等整備事業（増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内地域）	横手市	
	その他			
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道			
	農村集落排水施設	公共下水道事業(横手、増田、平鹿、雄物川、十文字、山内、大雄地域)	横手市	
		流域下水道事業	秋田県	
		農業集落排水施設整備事業（大森地域）	横手市	
	地域し尿処理施設			
	その他			
	(3) 廃棄物処理施設	浄化槽設置整備事業	実施者	
	ごみ処理施設			
	し尿処理施設	南東地区最終処分場長寿命化事業	横手市	
		ペットボトル等処理施設整備事業	横手市	
	その他			

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 火葬場			
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業(常備)	横手市	
		消防施設等整備事業(非常備)	横手市	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅整備事業	横手市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生活			
	環境			
		〔斎場施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 斎場は、市民生活に必要不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、今後の火葬等の需要に対応するためには、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 斎場の維持補修計画を策定し、計画的にその維持・修繕を行う。 ③事業効果 斎場の劣化等を把握することによる費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	危険施設撤去	〔衛生センター長寿命化事業〕 ①事業の必要性 し尿処理施設「横手衛生センター」は、市民生活に必要不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 横手衛生センター長寿命化総合計画に基づき、計画的に施設の整備・改修工事を実施する。 ③事業効果 横手衛生センターの計画的な整備、改修により費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔公共施設等解体事業〕 ①事業の必要性 老朽化に伴う公共施設の統廃合などにより、廃止して利用しなくなった公共施設が増加している。倒壊等を未然に防止し、市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、空き公共施設を適正に管理する必要がある。 ②具体的な事業内容 用途廃止した空き公共施設を解体撤去する。 ③事業効果 用途廃止した空き公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らすことのできる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	防災・防犯 その他 基金積立	〔空家等対策事業〕 ①事業の必要性 空家等の建物の増加は、少子高齢化や人口減少が顕著な本市の現状を反映し、加速化する過疎による地域衰退が目に見えて明らかとなっている。そのため、空家等の予防、適正管理、利活用を中心に施策を進めて、これ以上空家等を増やさないことを目標にしている。また、老朽化し公共の危険性のある空家等の建物については、防災、衛生、景観等で問題があることから、解体撤去等を中心とした地域住民の安全安心な生活を守るための施策の実施が必要である。 ②具体の事業内容 空家等の増加を抑制するため、所有者等への意識の啓発、空家バンクの充実、空家等管理活用支援法人と連携し、空家等の利活用等の施策を促進するとともに、老朽化して危険な空家等の解体撤去を実施する施策を効果的に実施する。 ③事業効果 空家等が減少することで、住生活環境が良好になり、将来にわたる地域住民による地域活性化の意識啓発や意欲増進につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔公共施設等総合管理推進基金積立事業〕 ①事業の必要性 市民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる環境の実現のため、横手市財産経営推進計画に基づき、老朽化した施設を解体する必要がある。 ②具体の事業内容 公共施設等の除却等に要する財源を基金として積み立てる。 ③事業効果 老朽化した公共施設の解体撤去等により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8) その他			
		休廃止鉱山坑廃水処理事業	横手市	
		急傾斜地崩壊対策事業	秋田県	
		市街地再開発対策費	再開発組合	
		都市再生整備事業	横手市	
		雪国よこて安全安心住宅普及促進事業	横手市	
		木造住宅耐震改修等事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

水道、下水処理施設等については、経営の健全化を図りながら、広域化を含めた計画的な施設の統廃合や整備、更新及び維持管理を行う。

し尿処理施設については、生活排水処理率の向上や処理状況、周辺環境の変化等に応じて、現在稼働している２施設を１施設に統廃合し長寿命化に向けた整備を進める。

斎場については、稼働を止めない重要な施設として長寿命化を図る。

消防施設については、市民の安全・安心な暮らしを守る重要な機能を持つ施設として長寿命化を図る。なお、各地域の消防ポンプ置場等については、消防団の組織検討や施設改修計画による適正配置・建て替えを進める。

市営住宅については、市の総合的な住環境整備の見地から市営住宅の役割を明確化するとともに、人口や入居者の減少等を踏まえ、老朽化した市営住宅の廃止等による保有総数の縮減を図る。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

人口減少と少子高齢化が進行する中でも、伸び伸び子育てできる環境と、全ての市民が健康に暮らせるまちづくりの推進を目指す。

こどもの健やかな成長と子育てしやすい環境を整備するため、保育所や児童館の計画的な改修と整備を推進し、多様な子育て環境に適応する支援策の充実を図る。

また、高齢者世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、介護・福祉サービスを充実させ、地域社会の維持・存続という観点からも、元気な高齢者が担い手として活躍できる「地域共生社会の実現」に向けた対策を推進する。

(1) 現況と問題点

①児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 児童福祉

本市の年少人口は、全国的な傾向と同じく減少し続けており、増加に転じることは非常に困難であるものの、いかに少子化傾向にブレーキをかけ、減少幅を小さくできるかが重要な課題である。

横手に住みたい、住み続けたい、横手で子育てをしたいと思えるような環境づくりが急務であり、全庁横断的な取組が求められている。

本市の就学前教育・保育施設は、保育所、認定こども園、事業所内保育所、企業主導型保育事業所等、各地域にきめ細かく配置されており、充実しているところではあるが、少子化が経営に影響を与えることも懸念されることから、ニーズに合った保育環境を適切に供給するとともに、その質の向上のために行政、民間事業者が協力していく必要がある。

イ 障がい者福祉

本市の身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数は減少しているものの、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と自立支援医療の受給者数は増加の傾向にある。

多様な障がい特性に応じたきめ細かな相談体制の充実と、適正な障がい福祉サービスの提供が求められており、特に、親亡き後を見据えて、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境の整備が必要とされている。

また、障がいに対する一層の理解や合理的配慮の提供が求められている。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

本市の65歳以上の高齢者数は、平成17年の国勢調査では30,489人で高齢化率が29.4%であったが年々増加を続けており、令和2年には33,429人で高齢化率が39.1%となり、高齢者数の増加以上に深刻なことは、少子化が進み人口の構成比率が若年者より高齢者に大きく偏っていることである。高齢者世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、元気な高齢者が担い手として活躍できる「地域共生社会の実現」に向けた対策が求められている。

本市では公立の高齢者福祉施設等として特別養護老人ホーム白寿園、介護老人保健施設老健おおもりを運営しており、民間の施設と共に増加する需要に対応していく必要がある。

また、高齢者が生きがいをもって自立した暮らしが送れるよう、自ら主体的に社会参加に取り組み、高齢者自身がさまざまな担い手として地域で活躍できる環境の整備が必要となる。

本市に暮らす誰もが、未来への希望を抱き生きていくために、家族の絆・地域の絆を深め、ともに支え合い、助け合う地域社会を目指し、高齢福祉サービスを構築する必要がある。

(2) その対策

①児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 児童福祉

- 1) 少子化の進行とライフスタイルの変化など、児童を取り巻く環境が大きく変化している中、こどもを安心して生み育てられ、こどもたちが健やかに育つ環境づくりに努める。
- 2) 地域の将来を担うこどもたちを、家庭・学校・地域が一体で育成するための意識啓発に努める。
- 3) ニーズに即した教育・保育施設の整備及び保育サービスの提供、ならびに質の向上に努め、仕事と育児を両立できる環境づくりを進める。
- 4) 切れ目のない支援体制をつくるためこども家庭センターを設置し、保健・福祉・医療それぞれの施策の連携を推進する。
- 5) 子育て支援センターを拠点として、子育てに関する情報提供を行うとともに、保育・健康面の各種相談・指導体制の充実を図る。
- 6) 保護者の就労支援のため、今後の学童保育のニーズを適切に把握し、既存施設の維

持管理及び老朽化対策、必要に応じた新規施設の整備等を推進する。

7) 本市への移住定住を視野に、減少を食い止めるための子育て支援事業を推進する。

イ 障がい者福祉

- 1) 多様な課題に対応できる相談の場の確保や相談支援事業所の対応力の向上など、相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の就労の場の確保や定着支援など、生活の自立に向けた支援を行う。特に障がい児においては、成長に応じて一貫した療育サービスを受けられるよう障がい児支援サービスの充実を図る。
- 2) 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームなどの施設や必要な訓練と支援を提供するサービス事業所を計画的に整備する。
- 3) 教育や文化、芸術、スポーツ等の活動への参加の機会を提供し、障がい者の社会参加と地域での障がいや障がい特性への理解を促進する。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ア 高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、介護予防・健康づくりの環境整備及び地域における担い手の育成、活動の場や機会の確保など地域づくりを含めた取組を進める。
- イ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するとともに、住民や地域の医療・介護関係者との協働・連携を推進する。
- ウ 認知症の正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の人や家族がさまざまな事業に参加・提言できる取組を推進し、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を進める。
- エ 高齢者や障がい者も含め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目標に、地域での見守りや災害時などの支援を有効に機能させるためのネットワークづくりを推進する。
- オ 支援や介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事や外出時の移動、食事、買い物など、暮らしの様々な場面で生活を支えるサービスを展開する。

カ 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、介護サービスの質と量を確保するため、人材の確保・育成、介護保険事業の適正な運営に努める。

キ 福祉サービスの利用に関する相談体制の確保を行い、福祉サービスの提供体制を充実させ、住民主体の介護予防・健康づくりの推進と福祉サービスの適切な情報提供の推進を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「こども子育て施策の推進」に対する市民満足度	66.0 点	72.6 点
	「高齢者福祉の推進」に対する市民満足度	62.6 点	68.9 点
	「障がい者（児）福祉の向上」に対する市民満足度	65.2 点	71.7 点
サブ指標	乳幼児健康診査受診率	97.1%	100%
	学童保育の待機児童数（年間）	24 人	0 人
	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	13,295 人	15,700 人
	日常生活用具給付等事業の利用件数（年間）	2,400 件	2,400 件

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所整備助成事業（アソカ保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（旭保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（吉田保育所）	横手市	
		保育所整備助成事業（沼館保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（下鍋倉保育所）	横手市	
	児童館	朝日が丘児童センター改修事業	横手市	
		大森子どもと老人のふれあいセンター改修事業	横手市	
	障害児入所施設			
	(2) 認定こども園			
	(3) 高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター			
	老人ホーム			
	老人福祉センター			
	その他			

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設			
	障害者支援施設			
	地域活動支援センター			
	福祉ホーム			
	その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター			
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉			
		〔小児予防接種電子化事業〕 ①事業の必要性 少子化対策として、妊娠・出産・子育ての各期間における支援事業の充実を図り、切れ目のない支援体制を構築する必要がある。 ②具体の事業内容 母子健康手帳・予防接種予診票を電子化することで、予防接種のスケジュール自動管理による間違い接種の防止と予診票記載の簡略化により、簡単・安全な小児予防接種を実現する。 ③事業効果 母子手帳アプリを活用することで、安心してこどもを産み育てられる環境を整備を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害 者福祉			
	健康づくり			
	その他			
	基金積立			
	(9) その他			
		見守り安心事業	横手市	
		交通助成券交付事業	横手市	
		はり・きゅう・マッサージ助成事業	横手市	
		雪下ろし雪寄せ支援事業	横手市	
		移送サービス事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

介護保険施設等については、民間による同種のサービスが提供されていることから、民間との適切な役割分担を図りながら、横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画や需要動向等を踏まえ、今後の在り方を検討する。

その他の高齢福祉施設については、効果的で効率的な施設運営を行いつつ、同種機能を有する他地域の施設との機能統合や機能移転等を検討し、総量の圧縮を図る。いずれも施設利用者に対する必要な支援やニーズに配慮しながら、施設の長寿命化を含めた老朽化対策を推進するとともに、運営手法については、指定管理者制度や譲渡等、民間活力の導入を継続して検討する。

学童保育施設や幼児・児童施設については、将来ニーズを把握しながら、施設の長寿命化を図る。

8. 医療の確保

市立横手病院と市立大森病院を中心に、中核医療施設である平鹿総合病院や地域の医療機関との連携を強化し、市民がいつでも必要なときに医療が受けられ、幅広い医療ニーズに対応できるよう高度・特殊医療や救急医療体制の充実を図る。

また、体のケアから心のケアまで一貫した医療サービスが提供できる体制の整備を図るとともに、ＩＣＴ等を活用した診療などの導入により、より満足度の高い地域医療の確立を目指す。

さらに、恒常的な医師不足（医師少数区域）であるため、実質的な医師不足解消に向け、地域医療を支える人材の育成・確保対策に努める。

（１）現況と問題点

①無医地区対策

交通条件に恵まれていない山間部に無医地区※があるため、へき地診療所を設置し、へき地医療支援機構（平鹿総合病院内）が内科の診療を行っている。当該診療所の受診者は車の運転ができない高齢者がほとんどである。

※おおむね４ｋｍの区域内に５０人以上が居住しているが、容易に医療機関を利用することができない地域。

②その他の医療の確保対策

ア 保健予防対策

少子高齢社会の進展に伴い、核家族化を含む家族構成や生活様式並びに価値観が多様化する中で、健康管理の重要性が一層高まり、健康づくり、健康活動に対するニーズもライフステージに合わせ多様化してきている。

本市における死亡原因は、悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の割合が高く、食生活の変化や運動不足等が要因と考えられる。これらの生活習慣病は、若年層への広がりが懸念されており、若い時期から健康について自己管理意識を持つことが大切である。

このため、一人ひとりが心身ともに健康で生き生きと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から高齢者まで地域全体で支えあう体制（地域ケア体制）を築き上げ、総合的なサービスの提供が必要である。

健康づくりのためには、健康維持の取組とともに、疾病の予防、早期発見、治療、リハビリテーションを包括した保健医療システムは欠くことのできないものであり、更なる保健・医療の総合的かつ一体的な連携を図る必要がある。

また、少子高齢化が深刻化するなかで、住み慣れた地域の中で健康で安心した生活を営むことができるよう、保健・福祉・医療が連携した総合的かつ継続的なサービス提供が必要である。

イ 医療体制の充実

人口減少と超高齢社会における医療提供体制の構築が大きな課題となっている中で、医師をはじめとした医療従事者の不足や診療報酬改定に伴う影響などにより医療環境は厳しい状況にある。

一方、市民の医療ニーズは、ますます高度化・複雑化の傾向にあり、こどもから高齢者まで、誰もが安心して良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備充実が求められている。

救急医療体制については、急病救急の場合に、いつでもどこでも適切な医療がより早く受けられ、誰もが安心して日常生活を送られるよう、休日・夜間診療体制の一層の充実が求められている。

また、疾病構造の変化や医療領域の拡大などに対応するため、医療機関の連携強化や機能分担を図る必要がある。

さらに、医療体制の充実と合わせて、各種健康診断や疾病予防、医療相談などの公衆衛生も含めた保健・福祉・医療の総合的かつ一体的な連携が一層重要となっている。また、超高齢社会が進む中、寝たきり高齢者及び難病患者などに充実した医療サービスを提供するため、地域の関係機関が連携し、より良い在宅医療を行うための環境整備が求められている。

(2) その対策

①無医地区対策

無医地区のへき地診療所の診療を行っている「へき地医療支援機構」と連携を密にして、へき地診療所の診療施設環境の整備を行うとともに、無医地区では救急医療が重要であることから、救急搬送体制の充実を図る。

また、保健師の保健活動等により、無医地区における医療体制をサポートする。

②その他の医療の確保対策

ア 保健予防対策

1) 健康づくり対策の推進

- ・健康管理の必要性の高まりから、健康に対する自己管理意識の啓発と合わせて、予防接種や健康診断、健康相談による病気の早期発見や生活習慣の見直しなど、保健活動の一層の充実に努める。
- ・市民が主体となった健康保持増進を支援するための環境の整備、組織の育成など支援体制の充実を図る。
- ・市民の健康づくりをサポートし、地域と密着した市民の健康管理の拠点となる施設の整備を図る。

2) 保健・福祉・医療の連携したサービスの提供

- ・安全で快適な市民生活の確保のため、保健・福祉・医療が連携した総合的かつ一体的なサービスの提供を推進する。
- ・地域間の連携を強化し、身近な生活地域から広域的な生活圏域に至る保健サービスの提供を推進する。
- ・ICT等を活用した診療などによる地域医療の確保に努め、少子高齢社会に対応する諸施策を進め、地域全体で支え合う地域ケア体制の充実を図る。

イ 医療体制の充実

- 1) 市民が必要に応じて適切な医療が受けられるよう、医療機関の整備支援と地域医療体制の整備充実に努める。
- 2) 幅広い医療ニーズに対応できるよう、医師などの医療従事者の確保に努め医療機関の連携強化と機能分担などによる高度・特殊医療や救急医療体制の一層の充実を図る。
- 3) 平鹿総合病院、市立横手病院及び市立大森病院を中心に各種医療機関と保健・福祉の連携を強化し、疾病予防・医療・介護・在宅ケア・健康づくり・生きがいづくり等、体のケアから心のケアまで一貫したサービスを提供する総合的かつ一体的な体制整備に努める。
- 4) 在宅医療用スマートモビリティ（訪問診療車）を活用し、通院困難な患者へより高度な在宅医療を届けるとともに、災害時における医療提供の継続を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「保健活動・健康づくりの充実」に対する 市民満足度	67.4 点	74.1 点
サブ指標	特定健康診査受診率	47.1%	50.0%
	「健康の駅」利用者数（年間）	4,040 人	6,070 人

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院			
	診療所			
	患者輸送車 (艇)			
	その他			
	(2) 特定診療科に係 る診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車 (船)			
	その他			
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	自治体病院			
	民間病院			
	その他			

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔救急救命士養成事業〕 ①事業の必要性 無医地区や過疎地域では医療機関が遠距離であることから、市民の命を守る救急業務の高度化を図るため、救急救命士の確保により地域医療の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 計画的に順次、消防職員を救急救命研修所等に入校させ、救急救命士を養成する。 ③事業効果 救急救命士の確保により、救急医療で救命率が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔病院群輪番制事業〕 ①事業の必要性 休日・夜間における重症救急患者の入院治療等を実施するためには、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院の3病院が連携し輪番制方式による体制を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 休日・夜間における重症救急患者の二次救急医療確保のため、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院が輪番制による救急医療が実施できるよう必要な財政支援を行う。 ③事業効果 休日・夜間における病院群輪番制当番病院の負担軽減を図り、二次救急医療体制(24時間体制)を確保することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	基金積立			
	(4) その他			

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

診療所等の地域医療施設については、既存施設を利用して機能維持を図る。また、利用実態、交通アクセス、民間も含めた周辺施設の状況、地域の実情等を考慮し、老朽化した施設については、他施設への機能移転の可能性を検討する。

保健施設については、同種機能を有する施設との機能統合や機能移転等を検討しつつ、施設の長寿命化を図り、効果的かつ効率的な施設運営を図る。

9. 教育の振興

児童生徒の横手を愛する心と生きる力を育むため、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かで質の高い教育環境の計画的な整備を図る。

また、地域の自然や景観、歴史文化等の地域資源を活用する生涯学習やキャリア教育の実施とその活動環境の整備により、市民が楽しく学び郷土愛あふれるまちづくりを目指す。

さらに、スポーツ活動やレクリエーションを通じて、様々な世代や自治体との交流を促進し、にぎわいの創出を図るため、活動の拠点となる施設環境の整備を推進する。

(1) 現況と問題点

①公立小中学校等の教育施設の整備

本市において、市立小中学校数は、令和7年4月1日現在、小学校14校、中学校6校となっているが、少子化の影響に伴い、児童生徒数の減少が進んでいるのが現状である。今後は、児童生徒数に応じた適正な学校整備を進めるとともに、近隣学校の児童生徒数の推移を見ながら、適正な児童生徒数を維持するための検討が必要である。

スクールバス運行においては、児童生徒数の推移に応じた運行体制の構築を図り、適正な車両管理と計画的な車両更新が必要である。

さらに、建築から時間が経過した校舎、体育館、屋外運動場など老朽化が進んでいる施設は計画的な改修や整備が必要である。

また、一方で、価値観の多様化や情報化社会の進展、地域コミュニティの希薄化等、学校教育を取り巻く変化が児童生徒の生活環境に大きく影響を及ぼしている中で、児童生徒と教職員又は児童生徒間のより良い信頼関係の構築と、学校・家庭・地域のより緊密な連絡・協力体制の確立が重要となっている。また、こうした状況の中で安全・安心な登下校対策など事故や犯罪から児童生徒を守るための取組の推進が必要である。

教育内容については、これまで大切にしてきた生きる力の育成を継承しつつ、未来社会の創り手として、社会と関わりながら主体的に学び、新しい時代に求められる資質・能力を身に着けたこどもの育成を目指す必要がある。

文部科学省のGIGAスクール構想を推進していくためには安定して利用できるネットワークが不可欠である。通信速度は、すべての学校において推奨帯域を満たしているが、今後、クラウドサービス利用の増加次第では、新たに遅延要因が発生することが予想される。また、現在は児童生徒が一人一台端末を使う学習系ネットワークと教員が利用する校

務系ネットワークが分離されているため、運用面でも費用面でも負担となっている。

こどもの数は減少している反面、共働き家庭の増加に伴い、学童保育の登録児童数は平成26年度から増加が続いており、保護者等の意見を的確に捉えた管理運営により保護者の満足度を高めていく。また、施設については横手市学童保育施設整備計画に基づき、現場の実情や社会的背景の変化を踏まえつつ、計画的な改修や整備を進める必要がある。

学校給食については、令和5年度に4センターを3センターに再編、調理及び配送業務を民間委託し、徹底した衛生管理のもと安全・安心で充実した学校給食を提供している。

今後は、施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む機器等の計画的な更新整備が必要である。

②図書館その他の社会教育施設等の整備等

ア 生涯学習

より満足度の高い学習機会の提供と学びの環境づくりのほか、市民協働によるまちづくりを推進するため、「学び」を通じて個人の要望や社会の要請に応えていくことが求められている。

また、市民が生涯にわたって意欲的に学習活動に取り組めるよう、生涯学習館や図書館、集会所など生涯学習施設全般の環境整備に努めていく必要がある。

なお、本市の芸術文化活動の拠点施設である市民会館については、施設や設備の老朽化等により市民ニーズに十分対応できていない一面がある。

イ 生涯スポーツ

ライフスタイルの多様化や健康づくりに対する意識の変化により、市民一人ひとりが自分に合ったスポーツや運動に出会い、継続へつながるきっかけづくりの工夫が必要である。

また、スポーツ活動推進のため、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ団体等の組織強化を図ることも重要であり、指導者の育成、各種スポーツ事業やスポーツ・健康づくり講座等の充実を図って行く必要がある。

各種スポーツ施設等については、既存施設の老朽化への対応が求められているほか、ニーズに応じた設備の充実や環境の整備が急務となっている。令和8年にオープンする横手市立体育館については、施設の機能向上により、利用者満足度や利便性の向上を図るとともに、スポーツを核とした交流人口の拡大や地域経済の活性化の推進が求められている。

(2) その対策

①公立小中学校等の教育施設の整備

- ア 恵まれた環境の中で、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、心豊かで明るい教育が実践されるよう、学校、家庭、地域社会の緊密な連携を推進するとともに、情報化、国際化など時代のニーズに応じた教育内容の充実と教育水準の向上に努める。
また、ICT環境整備に伴い、小中学校において教育課程の工夫を図るとともに、教員のICT活用能力の向上を目指した各種研修・講座等の実施に努める。
- イ 地域の歴史や文化をはじめ、地元の産業や企業、地域自治とその課題など、身近な社会への関わりを意識する教育の推進を図り、郷土に愛着と誇りを持って地域で活躍できる人材の育成と地域文化の継承に努める。
- ウ ボランティア体験活動や社会への奉仕活動等を通して、思いやりのある豊かな心の育成に努める。
- エ 児童生徒の実態、地域の実情をふまえ十分な学習環境を保持するために、校舎の改修を計画的に進めるとともに、施設備品の補充、更新と遠距離通学の児童生徒への支援を行っていく。
- オ スクールガードリーダーやこども見守り隊等を配置して、こどもを事故や犯罪から守る地域見守り活動を強化させる。
- カ ネットワーク機器の更新時期に合わせて、将来的に必要となる通信帯域を確保できるよう通信回線や機器構成の見直しを検討する。また、強固なアクセス制御を実装したうえで学習系ネットワークと校務系ネットワークを統合することで、利便性の向上やコストの最適化を図る。
- キ 給食センター等の学校教育関連施設を適切に管理する。
- ク 今後の学童保育のニーズを適切に把握し、既存施設の維持管理及び老朽化対策、また必要に応じて新規施設の整備等を推進する。

②図書館その他の社会教育施設等の整備等

ア 生涯学習

- 1) 生涯にわたり学ぶことができるよう、新たな学びのきっかけづくりに努めるほか、専門的知識を有する関係機関と連携して満足度の高い学習機会の提供に努める。
- 2) 生涯学習館A o - n a では、心地よい居場所の提供を行いながら、学びを通じて多様な人々の交流を促していくため施設の運営や維持管理に努める。

- 3) 地区交流センターと連携し、市民協働によるまちづくりを学びの側面から支援する。
- 4) 地域コミュニティの活動拠点となる集会施設等については、必要な整備を計画的に実施する。
- 5) 文化芸術に親しむ活動を推進するとともに、市民が主体的に行う文化芸術活動を支援し成果発表の場の提供に努める。
- 6) 市民が集い、市民に愛される施設として、市民会館の整備実現に向けた取組を実施する。

イ 生涯スポーツ

- 1) 幼児から高齢者までスポーツを通して生涯にわたり心身の健康増進を図るため、スポーツ協会やスポーツ少年団、各種スポーツ団体等の組織強化やスポーツ推進委員との連携のもと、各年代に適したスポーツ活動を促進するとともに、多様なライフスタイルに適したスポーツ活動ができるよう支援する。
- 2) 施設については、老朽化の状況や施設の機能、地域の特色、施設配置のバランスなどを考慮し、整備や改修、集約、統廃合などを進める。また、施設の基本的なルールについて十分な周知を図るとともに、日常的な点検機能の強化や、稼働率の向上をはじめとした効果的な取組に努める。
- 3) 横手市立体育館については、設備や観客席が充実した市及び県南地域の中核的なスポーツ施設となることから、防災機能を併せ持つスポーツ・文化・防災の拠点施設として、効率的かつ円滑な施設運営に努める。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	93.2%	97.0%
	「学校教育の充実」に対する市民満足度	64.0 点	70.4 点
	「教育環境の整備」に対する市民満足度	65.7 点	72.2 点
	「スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化」に対する市民満足度	63.1 点	69.4 点
	「生涯学習の推進」に対する市民満足度	64.0 点	70.4 点
サブ指標	地域や社会をよくするためになにかしてみたいと思う児童生徒の割合	89.6%	93.0%
	特別教室用に無線が利用可能な大型提示装置が6台以上ある学校数	1 校	20 校
	週1回以上スポーツをする成人の割合	41.4%	55.0%
	人口1人あたりのスポーツ施設利用回数（年間）	4.7 回	5.0 回
	スポーツ合宿の延べ滞在者数	1,193 人	1,380 人
	生涯学習講座・教室の参加者数（年間）	23,710 人	25,000 人
	生涯学習関連施設の利用者数（年間）	776,656 人	950,000 人

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
		校舎		
	屋内運動場	中学校長寿命化対策事業(十文字中学校)	横手市	
		小中学校校舎棟照明LED化事業	横手市	
		山内小学校体育館屋根改修事業	横手市	
	屋外運動場			
	水泳プール			
	寄宿舍			
	教職員住宅			
	スクールバス・ボート			
		スクールバス購入事業	横手市	
	給食施設			
	その他			
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館			

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	集会施設			
		市民会館整備事業	横手市	
		狙半内地域交流施設建設事業	横手市	
		坂部多目的集落集会所改修事業	横手市	
		あさくら館改修事業	横手市	
		西成瀬地域センター改修事業	横手市	
		八沢木地区交流センター改修事業	横手市	
		地域交流施設・体育館整備事業（大雄地域）	横手市	
	体育施設			
		横手市立体育館整備事業	横手市	
		増田体育館改修事業	横手市	
	図書館			
	その他			
		学童保育施設整備事業	横手市	
		学童保育施設長寿命化対策事業	横手市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	幼児教育			
	義務教育			
	高等学校	〔小学校通学補助事業〕 ①事業の必要性 スクールバスでカバーしきれない遠距離通学者について格差是正を図り、児童の日常的な通学の交通手段の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 遠距離通学の児童がいる世帯に対し、公共交通機関の定期乗車券購入額の1/2から全額を補助する。 ③事業効果 保護者の経済的負担の軽減及び通学上の安全の確保ができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	生涯学習・スポーツ			
	その他	〔体育施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 体育施設は、生涯スポーツの普及・振興に不可欠なものであることから、老朽化及び経年劣化の激しい施設については、計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 体育施設の点検作業を行い、その維持補修計画を策定し、計画的に維持・修繕を行う。 ③事業効果 体育施設の計画的な修繕を行うことにより費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立			
		〔横手市民会館施設整備基金積立金〕 ①事業の必要性 集会施設「横手市民会館」の整備を着実に実施するために必要である。 ②具体の事業内容 横手市民会館整備のための財源として、毎年2億円を基準として積み立てる。 ③事業効果 横手市民会館の整備により、市民文化の発展及び生活向上、社会福祉の増進が図られ、将来に渡り過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	(5) その他			

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

学校施設については、学校施設長寿命化計画に基づき長寿命化を進める。統廃合により廃校となった施設については、財産管理及び地域への貢献などを考慮しながら、他の公共施設への転用のほか、サウンディング型市場調査や公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要が無い場合には解体する。

学校給食センターについては、安全・安心で安定的に給食を提供できるよう、施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む機器等の計画的な更新整備を進める。

図書館については、令和６年度に横手図書館が生涯学習館A o - n a 内に移転オープンした。その他の図書館についても、生涯学習の拠点としての役割を引き続き担いつつ、利用実績等を加味し、適正なサービスを提供できるよう、市民の利便性の向上を目指しながら、複合化も含めた施設整備の検討を行う。

地区交流センターについては、長寿命化とし、その他の生涯学習施設は地域における施設の位置付けと機能を検討したうえで、集約化を図る。

市民会館については、市民が集い、市民に愛される施設として、市民会館の整備実現に向けた取組を実施する。

スポーツ施設については、令和８年にオープンする横手市立体育館を市全域や県南部の中核的なスポーツ施設として、適切な管理運営を行うとともに、その他のスポーツ施設や競技施設については、地域の特色や施設配置のバランスなどを考慮しながら、集約や統廃合などを検討する。

学童保育施設については、横手市学童保育施設整備計画の見直しをし、施設の長寿命化を図る。

その他、利用実態のない施設については廃止する。

10. 集落の整備

人口減少や少子高齢化、また価値観の多様化による協働意識や地域コミュニティの希薄化によりこれまで行われてきた助け合いや身近な地域課題への対応など、地域コミュニティが担う機能が低下している。集落や自治組織（自治会・町内会）の枠を超え、各地区交流センターを拠点に活動する地域運営組織が、地域課題を解決するための取組や魅力向上に向けた地域づくり活動に取り組みやすい環境を整備し、持続可能な組織基盤を強化する。

（１）現況と問題点

①集落の再編整備

大小数多くの集落及び自治組織（自治会・町内会）が形成されているが、地域コミュニティの弱体化や耕作放棄地の増大、森林の荒廃、地域文化の喪失、空き家の問題等、集落を取り巻く環境は、深刻化している。

集落機能の維持に支障を来す可能性が高い集落は年々増加しており、地域活力の低下や、集落自体の存続、維持が大きな課題となっている。

また、担い手不足により、地区交流センターの事業を運営する地域運営組織の基盤強化が課題となっている地域もあり、持続可能な体制づくりが必要になっている。

（２）その対策

①集落の再編整備

ア 地区交流センターに集落支援員を配置し、集落点検や地域の現状を把握することで、地域課題や地域資源を掘り起こし、活力ある地域づくりを促進する。

イ 集落や自治組織（自治会・町内会）の枠を超えた地域拠点である地区交流センターにおいて、地域運営組織が主体的に行う地域活動を支援する。

ウ 地域運営組織の基盤強化と持続可能な体制づくりのため、組織運営の効率化や事業の最適化を推進し、地域コミュニティを支える人材育成や多様な主体との連携体制を構築する。

エ 地域の実情に合わせて集落や自治組織（自治会・町内会）の形が変化していくことを視野に入れ、福祉、市民生活等、様々な分野において持続可能な仕組みを再構築し、NPOや外部人材を活用しながら柔軟に対応していく。

オ 集落の安全で安心な住環境の保全のため、空き家の予防、適正管理、利活用等に取り組む。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「地域コミュニティの活性化」に対する市民満足度	63.1 点	69.4 点
サブ指標	地域運営組織数（累計）	24 団体	27 団体

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備			
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備			
	基金積立			
	(3) その他			
		地区会議運営支援事業	地区会議	
		地域運営組織支援事業	横手市	
		地域づくり活動補助事業	横手市	
		町内会活動補助事業	横手市	
		集会施設整備補助事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

市が管理する集落会館については、地元集落等への譲渡も視野に入れ整理する。

1 1. 地域文化の振興等

市民が文化遺産に愛着をもち、多様な形態において活用できるよう、その把握と周知に努め、伝統文化を次世代に継承する。

(1) 現況と問題点

①地域文化の振興等に係る施設の整備等

人口減少や少子高齢化、また人々の生活様式の多様化等により、伝統行事や風習の意味が忘れられ、それらを保存・継承する担い手や指導者及び団体が活動困難となり、中断や消滅した事例もある。また、地域の祭礼や民俗芸能等で使用する材料の調達が困難となるものも多く、関連する技術の継承も危ぶまれている。

このため、文化遺産や伝統文化の価値や魅力が広く認識されるよう、市民が文化遺産に触れる機会の創出や情報発信の強化が求められており、文化遺産の利活用やその調査成果の整理・公開を目的としたアーカイブ化を進める必要がある。

既存の資料館施設は老朽化及び施設面積の狭さから、市の全体像を紹介できず、地域振興や観光振興の十分な活用がされていない状況である。市民が市全域の歴史文化を総合的に学べる環境づくりを進める必要があり、既存施設の有効活用とともに、将来的に統廃合を進めていく必要がある。

(2) その対策

①地域文化の振興等に係る施設の整備等

ア 市内各地に残る多様な文化遺産を把握し、とりわけ横手固有の自然環境下で育まれた地域の歴史文化との関連性が確認される文化遺産について把握を進め、詳細調査を実施し、指定等による価値付けを推進する。

イ 指定文化財の所有者や管理者が、後世に伝えるための保存できる環境を整える。

ウ 未指定の文化遺産は、所有者や担い手が保存・継承できるよう相談できる窓口を関係機関と協力しながら設置するほか、保存や継承が困難な文化遺産については、アーカイブ化などの記録保存を進める。

エ 文化遺産の調査成果やアーカイブ化した記録を活用し、文化遺産や伝統文化の魅力の周知・発信を進める。また、まちあるきなどの横手の伝統文化を体感する機会の提供を通じて、文化遺産の利活用を推進する。

オ 小中学校と連携して、横手を愛する児童生徒の育成を図るとともに、大人向けの学びの機会も提供することで、誰もが伝統文化に関心をもつきっかけづくりを進める。

カ 資料館施設では、魅力ある特別展等を企画し、これと連動した講話などのイベント開催により、関心をもった市民が市内を回遊できる仕組みづくりを進める。また、既存の資料館等の統廃合を視野に、市全域の歴史文化を総合的に学べる環境づくりを進める。

キ 横手市増田まんが美術館において、マンガ原画を活用した特色ある美術館運営を行い、地域への愛着や誇りの醸成の一助とする。

ク 重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用を推進する。

ケ 後三年合戦関連遺跡等の調査成果を踏まえ、史跡の保存・整備と活用を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「伝統文化の継承」に対する市民満足度	65.7 点	72.3 点
サブ指標	資料館施設等の来館者数（年間）	4,600 人	5,500 人
	まちあるきや公開講座等市民参加型イベントへの年間参加者数	292 人	320 人

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化施設振興			
	その他			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興			
		〔重要伝統的建造物群保存事業（保存整備事業）〕 ①事業の必要性 増田地区には、国の重要伝統的建造物群に選定された保存地区があり、歴史的な町並みを未来に伝えるため、伝統的建造物を往時の状態に復原するなど町並みを整備する必要がある。 ②具体の事業内容 伝統的建造物の修理事業費及び伝統的建造物以外の建造物の修景事業費の一部を補助する。 ③事業効果 美しい町並み・景観が保たれると同時に、集落の維持及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔増田まんが美術館情報発信強化事業〕 ①事業の必要性 まんが美術館を拠点とし、国選定重要伝統的建造物群保存地区「増田の町並み」との連携を図り、賑わいを創出しながら、横手市全体へ経済効果を広げていくための戦略的な誘客策を講じる必要がある。 ②具体の事業内容 まんが美術館を拠点とし、「増田の町並み」をはじめ市内に点在する文化・観光施設や歴史文化遺産等へ回遊させるための戦略的な誘客策を推進し、多言語化を含む情報発信の強化や美術館特有の事業を展開する。 ③事業効果 まんが美術館を中心として市内観光施設などが一体的な観光拠点として賑わい、経済効果が横手市全体へ波及し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (3) その他	〔マンガ活用推進事業〕 ①事業の必要性 日本一多くの漫画家のマンガ原画を収蔵するまんが美術館が横手市にあるという特別な環境を生かすため、マンガの魅力を活用したこどもの教育を進める必要がある。 ②具体の事業内容 横手市にまんが美術館があるからこそできる「特別な学び」を提供する。またマンガを活用した副教材等の作成・利用や、原画のまちづくりへの活用を推進していく。 ③事業効果 マンガを活用したこどもの育成や社会教育を推進し、市民をはじめとした多くの人が豊かな学びを楽しみ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

資料館施設等は、市民の学びの拠点として魅力的な展示方法やイベントの開催等により、来館者の増加を図る。

また、改修が行われた施設においては、引き続き適正な施設の維持管理に努め、老朽化した施設については、集約化や複合化を検討しながら、魅力ある施設への転換を図る。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

個人住宅や事業所等への再生可能エネルギーの普及促進により、気候変動対策を促す啓発を推進する。

また、公共施設への積極的な導入により、エネルギーの地産地消や災害時のエネルギー確保を目指す。

(1) 現況と問題点

①再生可能エネルギーの利用の推進

気候変動対策や災害時のエネルギー確保のため、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要である。

そのため、地域にある資源を活用してエネルギーをつくり、このエネルギーを地域内で循環するエネルギーの地産地消に取り組む必要がある。

(2) その対策

①再生可能エネルギーの利用の推進

行政が率先して公共施設に再生可能エネルギー設備を導入し、その効果の啓蒙や周知を通じて、市内企業や事業所、又は個人住宅への再生可能エネルギー設備等の導入を促し、二酸化炭素排出量を削減するとともに、気候変動対策の推進を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	「環境保全施策の充実」に対する市民満足度	71.0 点	78.1 点
サブ指標	横手 J-クレジット販売量 (年間)	101 t	150 t

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用			
	基金積立	〔気候変動対策事業〕 ①事業の必要性 気候変動対策を推進するため、低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー設備の普及促進を図ることが必要である。 ②具体の事業内容 (1) 定置用リチウムイオン蓄電池設備 (2) 地中熱利用設備（冷暖房・給湯・融雪のエネルギーに利用するもの） の導入について対象経費の1/3を助成する。 ③事業効果 市民や事業所において再生可能エネルギー設備を導入することで気候変動対策推進を推進するとともに、雪国の快適な暮らしにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	(3) その他			

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

公共施設の長寿命化の改修を実施する場合には、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。また、公共施設等の解体により未利用地の増加が予想されることから、周辺環境への影響に留意しながら、引き続き再生可能エネルギー施設の誘致を検討する。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

人口減少社会の中でも、将来にわたってにぎわいと活力ある持続可能なまちづくりを実現するために、まちづくりを担う「人材」の確保と育成、社会減や自然減の抑制に向けた取組を進める。

先人たちの築き上げてきた産業や歴史、文化をさらに磨き上げ、受け継ぎ、市民や各種団体、民間企業等と協働し、未来へ発展的に凛々しく羽ばたくまちを目指す。

(1) 現況と問題点

本計画を実行性のあるものとしていくためには、市民や各種団体、民間企業等との連携と協働が不可欠であり、本市の目指す将来像を共有し、各々の立場から主体的な活動を展開することが重要である。

市内28地区に地区交流センターが設置され市民による主体的な地域づくりの取組が展開されているものの、人口減少・少子高齢化の加速化する中において、過疎化の進展による地域コミュニティが担う機能の低下が懸念される。

(2) その対策

- ① 結婚や出産を望む若い世代が、結婚し、安心して子どもを産み育てられるよう、働く場と子育て環境の充実を図る。
- ② 地域資源を生かしつつ、各産業における人材の確保・育成を図り、各産業の持続的発展を支援する。
- ③ 地域域住民の自治意識の高揚を図り、市民による主体的な活動を支援し、コミュニティの活性化を図る。

成果指標		現状値 (R7 直近値)	目標値 (R12)
まちづくり指標	社会全体として男女行動参画社会になってきていると感じている市民の割合	58.2 点	65.0 点

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項				

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	〔移住定住促進事業〕 ①事業の必要性 少子高齢化・人口減少が進む地域において、地域の活力や担い手の確保を図るためにU I J ターンの促進など移住定住者を増やす取組が必要である。 ②具体の事業内容 ウェブサイト等を活用した情報発信と、移住コーディネーターによる移住相談等の対応や移住者のコミュニティ形成支援を行い定住につなげる。 ③事業効果 移住・定住の促進により生産年齢人口の増加等につなげることで地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、移住・定住の促進により生産年齢人口の増加等につなげることで地域の活性化や地域活力の維持が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔地域おこし協力隊活用事業〕 ①事業の必要性 人口減少や高齢化等が進行する中、過疎地域における地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、外部からの人材を受け入れ、地域の潜在的な人材の掘り起こしや、地域の課題解決、活性化を図っていく必要がある。 ②具体の事業内容 外部からの人材を受け入れ、地元住民では気がつかない一般情報や企業情報あるいは、観光資源など外部の視点による横手の魅力の掘り起こしを行う。 ③事業効果 斬新な視点と熱意や行動力が、地域に大きな刺激をあたえる効果が期待され、地域力の高まりや、地域の担い手の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、斬新な視点と熱意や行動力が、地域に大きな刺激をあたえる効果が期待され、地域力の高まりや、地域の担い手の確保につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔若者結婚生活応援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、新婚世帯の新生活スタートにかかる費用及び、若年夫婦の住宅取得等に係る費用を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・新婚世帯の結婚に伴う新生活スタートにかかる住居費や引越し費用などの一部を助成する。 ・若年夫婦の住宅取得、リフォーム等を実施する際の費用を一部助成する。 ③事業効果 新婚世帯の新生活スタートにかかる費用及び、若年夫婦の住宅取得等に係る費用を支援することにより、成婚者数の増加と若者の地元定着が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、新婚世帯の新生活スタートにかかる費用及び、若年夫婦の住宅取得等に係る費用を支援することにより、成婚者数の増加と若者の地元定着が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域間交流			
	人材育成			
	その他			
	基金積立			
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第１次産業			
		〔夢ある園芸産地創造事業〕 ①事業の必要性 戦略作物の産地づくり強化及び６次産業化による新たなビジネスの創出、競争力の高い経営体の確保・育成など地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 農業経営基盤の強化に資する機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 農業の担い手が育ち、地域で農業を営むことができる。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用が進み、農家所得が向上するとともに新規就農者も増加し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、農業の担い手が育ち、地域で農業を営むことができる。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用が進み、農家所得が向上するとともに新規就農者の増加につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔夢ある畜産経営ステップアップ支援事業〕 ①事業の必要性 稲作からの脱却による複合型生産構造への転換により、収益性の高い農業経営体の確保育成を図るため、担い手となる経営体等への支援を継続していく必要がある。 ②具体の事業内容 畜産の生産振興に資する素畜、機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 複合型生産構造への転換をこれまで以上に加速させるとともに、中山間地域等条件不利地での畜産を核とした地域活性化につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、複合型生産構造への転換をこれまで以上に加速させるとともに、中山間地域等条件不利地での畜産を核とした地域活性化につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔新規就農者レベルアップ事業〕 ①事業の必要性 地域農業を支える担い手の営農意欲向上を図るとともに、経営の効率化を促進することで所得の向上を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ・講習会の開催 ・横手市農業近代化ゼミナールの活動 ・横手市認定農業者協議会活動の実施 ③事業効果 農業経営者の知識、マネジメント力のレベルアップが図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、農業経営者の知識、マネジメント力のレベルアップが図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔地域で学べ農業技術研修事業〕 ①事業の必要性 就農に必要な技術を身に付けようとする農業後継者やUターン希望者を支援することで、地域農業の優れた担い手を確保・育成する必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者や新部門開始に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成する。 ③事業効果 園芸振興拠点センターで実践的な研修を行うことにより、新規就農のために必要な栽培及び経営技術を習得し、就農後の安定した農業経営の確立及び地域農業の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、県農業試験場等で実践的な研修を行うことにより、新規就農のために必要な栽培及び経営技術を習得し、就農後の安定した農業経営の確立及び地域農業の活性化が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔「横手のホップ」ステップアップ事業〕 ①事業の必要性 持続可能なホップ産地づくりを目指し、ホップ生産量の維持・拡大を図るため、ホップの生産基盤の整備を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 ・新規生産者確保に向けた研修事業の実施 ・ホップ生産に係る共同利用施設及び設備もしくは作業機械の修理等にかかる費用の一部助成 ③事業効果 ホップ生産者を確保・育成すること、ホップの生産基盤の整備を実施することにより、ホップ生産量の維持・拡大を図り、持続可能なホップ産地の実現に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、ホップ生産者を確保・育成すること、ホップの生産基盤の整備を実施することにより、ホップ生産量の維持・拡大を図り、持続可能なホップ産地の実現に寄与することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔未来農業推進事業〕 ①事業の必要性 担い手の減少や高齢化など農業がかかえる様々な課題を解消し地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 スマート農業の普及・啓発及びスマート農業機械などの導入支援。 ③事業効果 農作業の省力化・自動化、作物の品質向上や次世代への技術の継承が可能となり新規就農者の増加や農業所得が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、農作業の省力化・自動化、作物の品質向上や次世代への技術の継承が可能となり新規就農者の増加や農業所得の向上につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業、６次 産業化	〔林道施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 市内林道での事故を未然に防止するため、点検診断を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 市内林道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。 ③事業効果 林道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、林道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔発酵文化のまちづくり事業〕 ①事業の必要性 市内各地に次世代に伝承すべき魅力ある食文化があり、地域に根ざした食文化の継承が将来に渡って必要である。 ②具体の事業内容 ・事業費補助 ・全国発酵食品サミット、発酵フォーラム等の開催 ・全国発酵のまちづくりネットワーク協議会の開催 ③事業効果 地域特有の食文化が継承されることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、特色ある食文化が継承されることで、地域の持続的発展に寄与し、まちづくりに重要な要素であることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔成長産業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、工業団地等への企業誘致を進め、新たな雇用機会の拡大に努める必要がある。 ②具体の事業内容 市内中小企業または市内に新たに立地する企業等が行う大型設備投資案件に対して、その経費の一部を助成する。 ③事業効果 地域の雇用機会が拡大されるとともに、市内中小企業または市内に新たに立地する企業等の増加や事業成長に伴う収益の向上等により、地域経済の発展が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、地域の雇用機会が拡大されるとともに、市内中小企業または市内に新たに立地する企業等の増加や事業成長に伴う収益の向上等により、地域経済の発展が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔起業・創業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「しごとづくり」として起業・創業の育成と発掘に取り組み、地域に新たな産業と雇用を生み出す必要がある。 ②具体の事業内容 ・起業の際のワンストップ相談支援や起業後のフォローアップ支援を行う。 ・事務所等のワークスペースを安価に提供する。 ・起業する際の初期投資等への支援を行う。 ・地域内の有望な起業家やその予備軍に対しセミナー等の経営支援を行う。 ③事業効果 新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ
		〔ＩＴ・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業〕 ①事業の必要性 地理的条件が障害となりにくく、若年層にとって魅力があるとされるＩＴ・ソフトウェア関連企業に対し、雇用や事務所経費等に対する積極的な支援を行い、地域経済の好循環を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、ＢＰＯサービス業等に係る雇用や事務所経費等に対する助成を行う。 ③事業効果 ＩＴ・ソフトウェア関連産業を支援することにより、企業立地の促進が図られ多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用の増加につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。	横手市	本事業は、ＩＴ・ソフトウェア関連産業を支援することにより、企業立地の促進が図られ多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用の増加につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔空き店舗等利活用支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における商店街等の空き店舗が課題となっており、空き店舗の利活用を促進させ、地域商業を活性化させるための対策が必要となっている。 ②具体の事業内容 ・商店街等の空き店舗を利活用する事業に対し支援を行う。 ・自店舗の改装等を行う事業に対し支援を行う。 ③事業効果 空き店舗の利活用が促進されることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、空き店舗の利活用が促進されることにより、地域商業が活性化されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	情報通信産業	〔地域商業活性化事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における個人自営業者の高齢化や後継者不足等により、地域商業の衰退が課題となっており、商店街等の賑わいを図るため、魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・商店街等の賑わいを図るため、各種イベント等による魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する。 ・商店街等が管理する街路灯の維持管理等を支援する。 ③事業効果 魅力ある商店街づくり、商業活動が行われることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、魅力ある商店街づくり、商業活動が行われることにより、地域商業が活性化されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔中小企業設備導入支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「働く場」である中小企業等の活性化を図るため、設備投資を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 生産性向上を図る中小企業者の設備投資に対して、その経費の一部を補助する。 ③事業効果 中小企業等が活性化することにより、地域の雇用の場の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、中小企業等が活性化することにより、地域の雇用の場の確保が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	観光			
	企業誘致			
	その他	〔サテライトオフィス誘致推進事業〕 ①事業の必要性 県外の企業の進出を促進し、地域経済の好循環を図るため、サテライトオフィス環境整備等に対する支援が必要である。 ②具体の事業内容 進出企業に、オフィス環境整備や事務所経費等に対する補助を行う。 ③事業効果 雇用の創出及び、地元企業との連携による地域産業の成長や地域の活性化により、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、雇用の創出及び、地元企業との連携による地域産業の成長や地域の活性化が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	基金積立			

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化			
	デジタル技術 活用			
	その他	〔ＩＣＴ活用サービス推進事業〕 ①事業の必要性 ＩＣＴの活用により、行政サービスにおける市民の利便性の向上と新しい生活様式への対応を図るとともに、行政事務の効率化を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 行政手続きのオンライン化やＩＣＴを活用した各種行政サービスを実施する。また、行政事務のデジタル化の推進による業務改善並びに業務の効率化の推進を行う。 ③事業効果 ＩＣＴの活用により、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、ＩＣＴの活用により、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	基金積立			

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通			
		〔地域公共交通活性化協議会事業〕 ①事業の必要性 過疎地域においても公共交通を必要とする人が移動に困ることがないように、日常生活に必要な不可欠な移動手段として地域公共交通を維持していく必要がある。 ②具体の事業内容 市中心部の商業施設や医療施設への移動を担う横手市循環バスを運行するほか、市全域を面的にカバーする横手デマンド交通によって市民の移動の足を確保するための交通施策を実施する。 ③事業効果 住民の暮らしを支える公共交通が充実していることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	地域公共交通活性化協議会、横手市	本事業は、住民の日常的な移動に係る交通手段が確保されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔よこてスマートモビリティ構築事業〕 <u>①事業の必要性</u> <u>過疎地域において地域公共交通を維持していくため、利便性の高い交通環境の構築と、多様な交通モードとの相互乗り継ぎによる公共交通環境を整備する必要がある。</u> <u>②具体の事業内容</u> <u>バスロケーションシステムや、乗降客数の多いバス停留所を中心にスマートバス停を設置する。</u> <u>③事業効果</u> <u>中心市街地における周遊性や他の交通モードとの接続性の向上に寄与し、将来にわたる過疎地域の持続的発展に資する事業である。</u>	横手市	<u>本事業は、地域公共交通の中心市街地における周遊性や他の交通モードとの持続性の向上に寄与することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。</u>
		〔地域内交通確保事業〕 ①事業の必要性 過疎化によって路線バスの利用者が減少し、不採算バス路線の減便が顕著となり、また、そもそも高齢者等にとっては公共交通の発着点である駅やバス停までの移動にも難儀するなどの現状があり、買い物や通院といった住民の日常的な移動のための交通手段の確保が必要である。 ②具体の事業内容 交通空白地帯の解消と住民の足の確保のため、過疎地域に適した乗合タクシーや自家用有償運送など効果的な形で廃止路線の代替運行を行う。 ③事業効果 住民の日常的な移動に係る交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、住民の日常的な移動に係る交通手段が確保されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	交通施設維持			
	その他	〔道路メンテナンス補助事業(橋りょう維持)〕 ①事業の必要性 橋梁は、住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的な修繕等の円滑な政策転換を図りながら維持修繕を行う。 ③事業効果 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができ、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	基金積立			
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生活			
	環境			
		〔斎場施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 斎場は、市民生活に必要不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、今後の火葬等の需要に対応するためには、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 斎場の維持補修計画を策定し、計画的にその維持・修繕を行う。 ③事業効果 斎場の劣化等を把握することによる費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、斎場の劣化等を把握することによる費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	危険施設撤去	〔衛生センター長寿命化事業〕 ①事業の必要性 し尿処理施設「横手衛生センター」は、市民生活に必要不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 横手衛生センター長寿命化総合計画に基づき、計画的に施設の整備・改修工事を実施する。 ③事業効果 横手衛生センターの計画的な整備、改修により費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、計画的な整備、改修により費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔公共施設等解体事業〕 ①事業の必要性 老朽化に伴う公共施設の統廃合などにより、廃止して利用しなくなった公共施設が増加している。倒壊等を未然に防止し、市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、空き公共施設を適正に管理する必要がある。 ②具体的な事業内容 用途廃止した空き公共施設を解体撤去する。 ③事業効果 用途廃止した空き公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らすことのできる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、用途廃止した空き公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らすことのできる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔空家等対策事業〕 ①事業の必要性 空き家等の建物の増加は、少子高齢化や人口減少が顕著な本市の現状を反映し、加速化する過疎による地域衰退が目に見えて明らかとなっている。そのため、空き家等の予防、適正管理、利活用を中心に施策を進めて、これ以上空き家等を増やさないことを目標にしている。また、老朽化し公共の危険性のある空き家等の建物については、防災、衛生、景観等で問題があることから、解体撤去等を中心とした地域住民の安全安心な生活を守るための施策の実施が必要である。 ②具体の事業内容 空き家等の増加を抑制するため、所有者等への意識の啓発、空き家バンクの充実、空家等管理活用支援法人と連携し、空き家等の利活用等の施策を促進するとともに、老朽化して危険な空き家等の解体撤去を実施する施策を効果的に実施する。 ③事業効果 空き家等が減少することで、住生活環境が良好になり、将来にわたる地域住民による地域活性化の意識啓発や意欲増進につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、空き家等が減少することで、住生活環境が良好になり、将来にわたる地域住民による地域活性化の意識啓発や意欲増進につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	防災・防犯			
	その他			
	基金積立			
		〔公共施設等総合管理推進基金積立事業〕 ①事業の必要性 市民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる環境の実現のため、横手市財産経営推進計画に基づき、老朽化した施設を解体する必要がある。 ②具体の事業内容 公共施設等の除却等に要する財源を基金として積み立てる。 ③事業効果 老朽化した公共施設の解体撤去等により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、老朽化した公共施設の解体撤去等により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	〔小児予防接種電子化事業〕 ①事業の必要性 少子化対策として、妊娠・出産・子育ての各期間における支援事業の充実を図り、切れ目のない支援体制を構築する必要がある。 ②具体の事業内容 母子健康手帳・予防接種予診票を電子化することで、予防接種のスケジュール自動管理による間違い接種の防止と予診票記載の簡略化により、簡単・安全な小児予防接種を実現する。 ③事業効果 母子手帳アプリを活用することで、安心してこどもを産み育てられる環境を整備を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、アプリの活用により安心してこどもを産み育てられる環境を整備することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	高齢者・障害者福祉			
	健康づくり			

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備考
	その他			
	基金積立			
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	自治体病院			
	民間病院			
	その他			
〔救急救命士養成事業〕 ①事業の必要性 無医地区や過疎地域では医療機関が遠距離であることから、市民の命を守る救急業務の高度化を図るため、救急救命士の確保により地域医療の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 計画的に順次、消防職員を救急救命研修所等に入校させ、救急救命士を養成する。 ③事業効果 救急救命士の確保により、救急医療で救命率が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		横手市	本事業は、救急救命士の確保により、救急医療で救命率が向上することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。	
〔病院群輪番制事業〕 ①事業の必要性 休日・夜間における重症救急患者の入院治療等を実施するためには、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院の3病院が連携し輪番制方式による体制を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 休日・夜間における重症救急患者の二次救急医療確保のため、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院が輪番制による救急医療が実施できるよう必要な財政支援を行う。 ③事業効果 休日・夜間における病院群輪番制当番病院の負担軽減を図り、二次救急医療体制(24時間体制)を確保することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		横手市	本事業は、休日・夜間における病院群輪番制当番病院の負担軽減を図り、二次救急医療体制(24時間体制)を確保することにつながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。	
基金積立				

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		幼児教育		
		義務教育		
	高等学校	〔小学校通学補助事業〕 ①事業の必要性 スクールバスでカバーしきれない遠距離通学者について格差是正を図り、児童の日常的な通学の交通手段の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 遠距離通学の児童がいる世帯に対し、公共交通機関の定期乗車券購入額の1/2から全額を補助する。 ③事業効果 保護者の経済的負担の軽減及び通学上の安全の確保ができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、保護者の経済的負担の軽減及び通学上の安全の確保につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	生涯学習・スポーツ			
	その他	〔体育施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 体育施設は、生涯スポーツの普及・振興に不可欠なものであることから、老朽化及び経年劣化の激しい施設については、計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 体育施設の点検作業を行い、その維持補修計画を策定し、計画的に維持・修繕を行う。 ③事業効果 体育施設の計画的な修繕を行うことにより費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、体育施設の計画的な修繕を行うことにより費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	〔横手市民会館施設整備基金積立金〕 ①事業の必要性 集会施設「横手市民会館」の整備を着実に実施するために必要である。 ②具体の事業内容 横手市民会館整備のための財源として、毎年２億円を基準として積み立てる。 ③事業効果 横手市民会館の整備により、市民文化の発展及び生活向上、社会福祉の増進が図られ、将来に渡り過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	横手市民会館の整備により、市民文化の発展及び生活向上、社会福祉の増進が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備			
	基金積立			
10 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	地域文化振興	〔重要伝統的建造物群保存事業（保存整備事業）〕 ①事業の必要性 増田地区には、国の重要伝統的建造物群に選定された保存地区があり、歴史的な町並みを未来に伝えるため、伝統的建造物を往時の状態に復原するなど町並みを整備する必要がある。 ②具体の事業内容 伝統的建造物の修理事業費及び伝統的建造物以外の建造物の修景事業費の一部を補助する。 ③事業効果 美しい町並み・景観が保たれると同時に、集落の維持及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、美しい町並み・景観が保たれると同時に、集落の維持及び活性化が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	〔増田まんが美術館情報発信強化事業〕 ①事業の必要性 まんが美術館を拠点とし、国選定重要伝統的建造物群保存地区「増田の町並み」との連携を図り、賑わいを創出しながら、横手市全体へ経済効果を広げていくための戦略的な誘客策を講じる必要がある。 ②具体の事業内容 まんが美術館を拠点とし、観光部門と連携しながら「増田の町並み」をはじめ市内に点在する文化・観光施設や歴史文化遺産等へ回遊させるための戦略的な誘客策を推進し、多言語化を含む情報発信の強化や美術館特有の事業を展開する。 ③事業効果 まんが美術館を中心として市内観光施設などが一体的な観光拠点として賑わい、経済効果が横手市全体へ波及し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、まんが美術館と「増田の町並み」が一体的な観光拠点として賑わい、経済効果が横手市全体へ波及することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔マンガ活用推進事業〕 ①事業の必要性 日本一多くの漫画家のマンガ原画を収蔵するまんが美術館が横手市にあるという特別な環境を生かすため、マンガの魅力を活用したこどもの教育を進める必要がある。 ②具体の事業内容 横手市にまんが美術館があるからこそできる「特別な学び」を提供する。またマンガを活用した副教材等の作成・利用や、原画のまちづくりへの活用を推進していく。 ③事業効果 マンガを活用したこどもの育成や社会教育を推進し、市民をはじめとした多くの人々が豊かな学びを楽しみ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、マンガを活用したこどもの育成や社会教育を推進し、市民をはじめとした多くの人々が豊かな学びを楽しむことができることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和８年度～１２年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	〔気候変動対策事業〕 ①事業の必要性 気候変動対策を推進するため、低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー設備の普及促進を図ることが必要である。 ②具体の事業内容 (１) 定置用リチウムイオン蓄電池設備 (２) 地中熱利用設備（冷暖房・給湯・融雪のエネルギーに利用するもの） の導入について対象経費の1/3を助成する。 ③事業効果 市民や事業所において再生可能エネルギー設備を導入することで気候変動対策推進を推進するとともに、雪国の快適な暮らしにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	市民や事業所において再生可能エネルギー設備を導入することで気候変動対策推進を推進するとともに、雪国の快適な暮らしにつながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	基金積立			